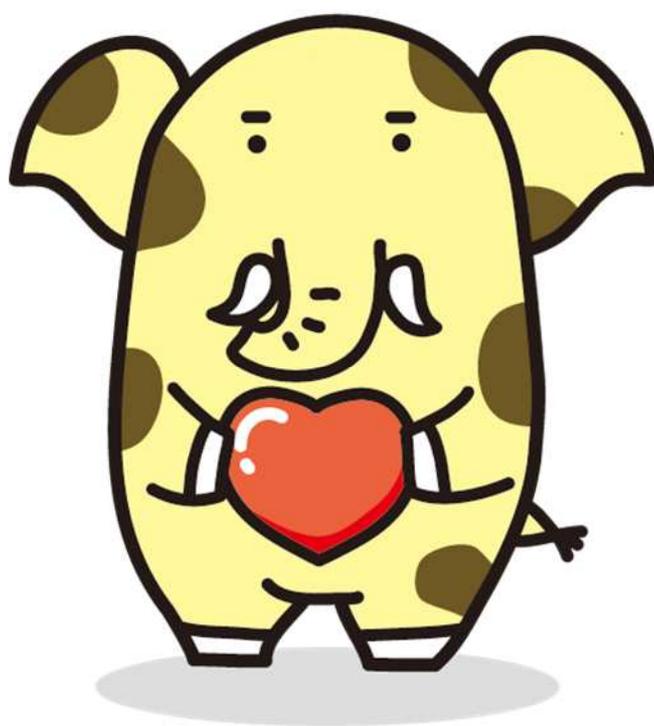


障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ

第6期新座市障がい福祉計画 第2期新座市障がい児福祉計画



令和3年3月
障がい者福祉課

障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ

**第6期新座市障がい福祉計画
第2期新座市障がい児福祉計画**

(案)

令和3年 月

新 座 市

はじめに

『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らし、共に創る地域社会の実現』を目指して

本市では、平成17年に、市の障がい者に対する基本的な施策の姿勢を示すものとして、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」を制定し、平成26年には、障害者基本法の改正や障害者差別解消法等を踏まえ、障がいによる誤解、偏見等をなくし、互いに理解を深めることを目的とした「心のバリアフリー」を規定するなどの改正を行い、障がいのある人もない人も共に暮らすことができる地域社会の実現に向けて、障がい者施策の推進に努めてまいりました。



また、国においては、平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、障がい福祉サービスの整備が図られるとともに、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者の基本的人権の尊重、権利擁護に係る取組が進められてきました。

このように、障がい者をめぐる制度等が進展していく中、障がい者一人一人の人権を尊重し、個々のニーズに合わせ、きめ細かな支援を行い、また、サービスの見込量と確保の方策を明らかにするために、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期新座市障がい福祉計画」及び「第2期新座市障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画の実現は行政だけではなく、市民の皆様を始め、各団体、事業者の皆様等地域を支える全ての人たちが力を合わせて取り組んでこそ、なし得るものと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提案を頂きました新座市障がい者施策委員会及び新座市地域自立支援協議会の委員の皆様、そして「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」に御協力を頂きました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年 月

新座市長 並 木

マサル
傑

共に暮らすための新座市障がい者基本条例

平成17年3月31日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、障がい者の支援について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、障がい者の自立及び社会参加を促進し、もって障がいのある人もない人も分け隔てられることなく互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）又は難病に起因する身体若しくは精神上の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がい者の自立及び社会参加の妨げとなる物理的障壁、制度上の障壁、意識上の障壁並びに文化面及び情報面における障壁その他一切のものをいう。

(共に暮らすことができる地域社会)

第3条 障がい者の支援は、第1条に規定する社会を実現するため、全て障がい者は、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、人生の全ての段階において、その尊厳にふさわしい生活を営む権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全て障がい者は、地域社会を構成する一員として、身体的、心理的、社会的その他あらゆる支援を受ける権利が保障されること。
- (2) 全て障がい者は、その意思に基づき、どこで誰と生活するかについて選択できる機会が確保されるとともに、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全て障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去については、できる限り、障がい者に合わせて必要な変更又は調整を行う等の合理的な配慮がされなければならない。

3 市は、第1項に規定する行為の防止及び前項の合理的な配慮について、啓発及び知識の普及に努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、前2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、障がい者の意思を十分に尊重し、それぞれの障がい者の障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に配慮しなければならない。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、第1条に規定する社会の実現に寄与するよう努めるとともに、障がい者の支援に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うとともに、障がい者の雇用の促進等障がい者の支援に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 障がい者の福祉に携わる事業者は、その福祉サービスの提供に当たっては、障がい者及びその家族並びに関係団体等の意見を聴き、障がい者の意思を十分に尊重し、それぞれの障がい者の障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に配慮しなければならない。

3 前項に規定する事業者は、質の高い福祉サービスを提供するため、自己評価の機能を高めるとともに、第三者による客観的な評価を受けるよう努めなければならない。

(社会参加の推進)

第8条 市及び事業者は、次に掲げる環境の整備を推進するとともに、障がい者の移動支援等の充実を図り、障がい者が社会活動その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するものとする。

(1) 障がいのある児童及び生徒と障がいのない児童及び生徒とが、共に育ち、及び学ぶことのできる保育環境及び教育環境

(2) 障がい者の就労支援、就労、生涯学習、余暇活動等の環境
(バリアフリー化の推進)

第9条 市、市民及び事業者は、社会的障壁をつくらぬよう、及び取り除くよう努めなければならない。

2 前項の規定による社会的障壁の除去に当たっては、心のバリアフリー（障がいによる誤解、偏見等をなくし、互いに理解を深めることをいう。）について配慮するよう努めなければならない。

3 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、障がい者が円滑に利用することができる環境の整備に努めなければならない。
(相談及び支援体制の充実)

第10条 市及び障がい者の福祉に携わる事業者は、相談その他の障がい者の支援に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障がい者及びその家族が必要とする福祉サービスの把握及び充実に努めるものとする。

2 市は、障がい者の意思決定の支援に配慮し、障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に応じて成年後見制度その他の障がい者の権利擁護に関する制度及び事業の利用促進を図るものとする。

(防災及び防犯)

第11条 市は、障がい者が安全にかつ安心して地域生活を営むことができるようにするため、障がいの状態、性別、年齢、家族関係及び社会関係に応じて、災害時に必要な支援及び犯罪に巻き込まれないために必要な支援を行わなければならない。

2 市は、地域住民や関係団体と連携し、地域での支援体制の整備を支援するよう努めるものとする。

(連携による総合的支援の推進)

第12条 市は、障がい者の福祉にかかわる関係機関、団体及び事業者と密接な連携を図り、障がい者の支援体制の総合的な調整を行うものとする。

2 医療、保健、福祉、教育、就労、住宅、交通、防災、防犯等に携わる団体及び事業者は、各分野間において密接な連携を図るとともに、市及び関係機関との連携を図り、障がい者の支援を行うものとする。

3 市民、障がい者の福祉にかかわる団体等は、市及び関係機関との連携を図り、地域社会全体で障がい者の支援を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条 市及び事業者は、障がい者及びその家族の支援に際し、必要な支援の提供が損なわれることのないよう万全の配慮をしつつ、その知り得た個人情報の保護を図るものとする。

(地域福祉活動の支援)

第14条 市は、障がい者及びその家族、関係団体、地域住民等が行う、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための自発的な活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(障がい者施策委員会)

第15条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、新座市障がい者施策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、障害者基本法第11条第3項の規定による障がい者計画の策定に関し、調査審議すること。
- (2) 前号に規定する計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第18条第1項に規定する情報の交換及び協議を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい者の施策の実施に関し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。

(組織)

第17条 委員会は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するものとする。

- (1) 障がい者及びその家族
- (2) 障がい者福祉関係団体の代表者
- (3) 障がい者の福祉に携わる事業に従事する者
- (4) 関係機関の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 市民

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第19条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、総合福祉部において処理する。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、障がい者の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

[略]

目次

第1章 計画の概要 1

第1節 計画の概要	2
1 計画の基本目標	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	4
4 用語の概念及び表記について	5
(1) 「障がい者」の概念について	5
(2) 「障がい」の表記について	5
(3) 専門的用語について	5
第2節 計画の基本的理念	6

第2章 障がい福祉サービスの目標量 9

第1節 令和5年度の数値目標（成果目標）	10
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	10
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	11
3 福祉施設から一般就労への移行	12
4 就労支援センター事業の充実	14
5 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	16
6 重症心身障がい児を支援する事業所の確保	17
7 医療的ケア児のための支援の充実	18
8 相談支援体制の充実・強化等	19
9 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	20
第2節 サービスの見込量と確保策	21
1 障がい福祉サービス	21
(1) 訪問系サービス	21
(2) 日中活動系サービス	24
(3) 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等	37
(4) 相談支援	43
(5) 障がい児支援	46
(6) 発達障がい者等への支援	56
(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	59
2 地域生活支援事業	66
(1) 理解促進研修・啓発事業	66
(2) 自発的活動支援事業	67
(3) 相談支援事業	68
(4) 成年後見制度利用支援事業	70
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	72

(6) 意思疎通支援事業.....	73
(7) 日常生活用具給付等事業.....	74
(8) 手話奉仕員養成事業.....	75
(9) 移動支援事業.....	77
(10) 地域活動支援センター機能強化事業.....	78
(11) その他の事業.....	80

資料編

85

資料1 障がい者数の推移.....	86
資料2 障がい者の生活や意識に関する調査の概要.....	88
資料3 策定体制.....	89
資料4 策定経過.....	91
資料5 諮問書.....	93
資料6 答申書.....	94
資料7 障がい者施策の主な歩み.....	95
資料8 用語解説.....	98

第 1 章

計画の概要

第1節 計画の概要

1 計画の基本目標

本市では、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らし、共に創る地域社会の実現」を目指します。

障がいのある人もない人も基本的人権を享有する個人として尊重され、その人らしい生活ができる社会を目指します。

どこで、誰と暮らすかについて自ら選択でき、社会の一員として様々な人と共に暮らしていくことができる社会を目指します。

また、全ての障がい者は手話を含む言語その他のコミュニケーションのための手段が確保され、情報の収集、利用の機会を拡大を図ります。

この目標の達成は、行政だけでなし得ることではなく、市民や各種団体、企業等地域を支える全ての人たちが力を合わせ取り組んでこそ、はじめて実現できるものだと考えます。

基本目標

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らし、共に創る地域社会の実現

「第5次新座市障がい者基本計画」及び「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」の柱となる基本理念を改めて基本目標としたものです。

2 計画策定の趣旨

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づく計画として、平成29年3月に平成30年度から平成32年度（令和2年度）を計画期間とする「第5期新座市障がい福祉計画（以下「第5期福祉計画」という。）」及び「第1期新座市障がい児福祉計画（以下「第1期障がい児計画」という。）」を策定し、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業及び障がい児通所支援等に関する見込量とその確保策を定め、サービス提供に努めてきました。

平成30年4月に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障がい者等が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が図られ、また、障がい児支援においても、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かく対応するための支援が拡充されました。

本市においては、令和元年10月に、新座市児童発達支援センター（*）「アシタエール」を開所し、また、令和2年10月には基幹相談支援センター（*）を2か所設置し、障がい福祉に係る基盤整備を進めることができました。

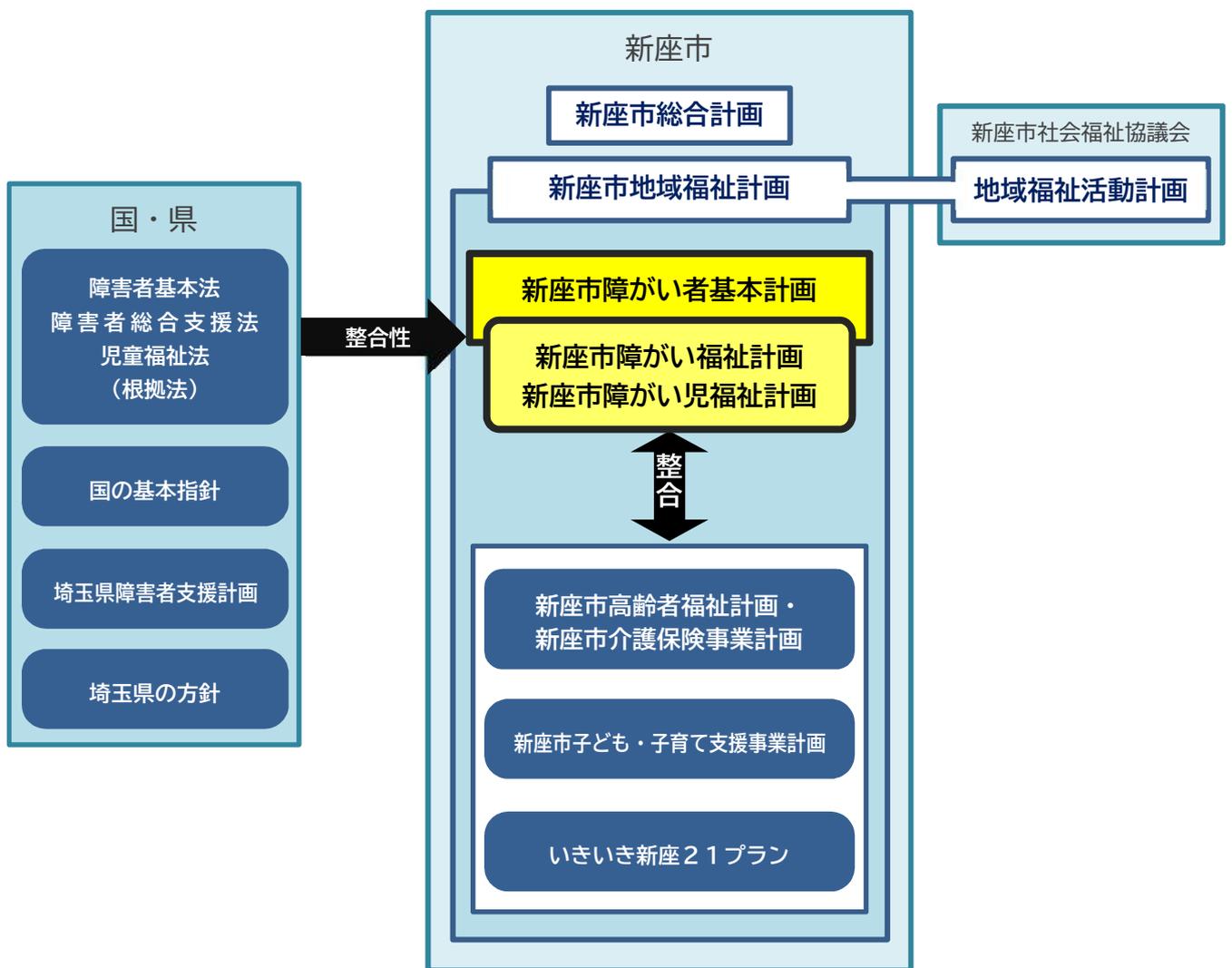
本計画では、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」に基づき、平成30年度から令和5年度を計画期間とする第5次障がい者基本計画で示す基本理念の更なる実現に向けて、第5期福祉計画及び第1期障がい児計画の到達点及び令和元年9月に実施した「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」を踏まえ、障がい福祉サービス等の見込量とその確保策を明らかにするため、「第6期新座市障がい福祉計画」及び「第2期新座市障がい児福祉計画」を策定するものです。

3 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく市町村障がい福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障がい児福祉計画を一体化した計画として策定します。

また、本計画は、「新座市総合計画」及び関連計画に当たる「新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」、「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画」、「新座市子ども・子育て支援事業計画」、「いきいき新座21プラン」と整合を図るものです。

図 計画の位置付け



4 用語の概念及び表記について

(1) 「障がい者」の概念について

この計画における「障がい者」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい(*)及び高次脳機能障がい(*)を含む。）その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある人にとって障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」として捉えています。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、難病患者等についても、「障がい者」として捉えています。

なお、障害者総合支援法では18歳以上の障がいのある人を「障がい者」、18歳未満の人を「障がい児」と区分し、障がい者と障がい児を総称して「障がい者等」と呼称しています。本計画においても、対象者を明確にするため、原則として18歳以上の人は「障がい者」、18歳未満の人は「障がい児」、「障がい者」と「障がい児」を総称して「障がい者等」として表記しています。

(2) 「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字には「悪くすること」「わざわざ」といった否定的な意味があり、人権尊重の観点から、この計画ではできるだけ「障がい」と表記しています。ただし、国の法令等、施設名及び法人・団体等の固有名詞については、使用されている表記としています。

(3) 専門的用語について

各障がい福祉サービスの概要については、「第2章第2節サービスの見込量と確保策」に記載されています。

また、その他本計画に記載されている専門的用語（(*)印が付いているもの）については、巻末に「資料8 用語解説」として掲載しました。

なお、同一の専門用語が複数記載されている場合、各項目内で一番初めに現れる専門用語に(*)が付いています。

第2節 計画の基本的理念

国では障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう障がい福祉計画等の作成に当たって基本指針を示しています。

市では、基本指針に掲げられる点に配慮して、障がい福祉計画等を策定しています。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等のサービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっており、さらに、難病(*)患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO(*)等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4 地域共生社会(*)の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい

児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については市町村を、障がい児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

6 障がい福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

7 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障がい者が文化・芸術に触れ、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化のすばらしさを感じることができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、読書環境の整備を推進します。

第 2 章

障がい福祉サービスの見込量

第1節 令和5年度の数値目標（成果目標）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県〕 地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

《設定しない理由》

本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害※や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。

※ 強度行動障がいとは、自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。

【新座市の目標】

国及び県の目標数値に呼応し、令和元年度末の施設入所者数の6%を地域へ移行することとしますが、現在の施設入所者個々の状況からは、地域生活が相当困難と考えられ、地域生活における支援体制の整備強化と併せ、福祉施設等職員と相談支援専門員等の関係機関が連携を図り、移行可能な方から順次移行支援を行うものとします。

なお、障がい者施設入所者の削減については、県と同様な考え方に基づき、数値目標は設定しないものとします。

【目標値の設定】

5年度までの地域移行者数	
目標値	5人
元年度末の施設入所者数（85人）×6%	

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

切れ目のない支援に対応できる拠点を整備するためには、障がい者支援施設等とも調整を図る必要があります。また、地域で分担して支援するための面的な体制も必要であるため、地域のニーズや状況の把握に努め、整備の検討を進めます。市内グループホーム(*)や近隣市と調整し、圏域を意識した緊急時の受入体制の構築についても、検討を進めていきます。

【参考】

≪地域生活支援拠点とは（国の考え方）≫

地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制は、障がい者及び障がい児の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るものである。

具体的には、(1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える、(2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者等の地域での生活を支援することを目的とする。

【目標値の設定】

区分	5年度
	目標
地域生活支援拠点等の確保	1か所
地域生活支援拠点等の機能充実に 向けた運用状況の検証及び検討	実施

3 福祉施設から一般就労への移行

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

就労支援事業及び就労定着支援の利用者数は、増加している傾向があります。このため、福祉施設利用者の一般就労への移行人数を増加させることが課題です。

令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍に増やすことを目標とします。また、市内の就労移行支援事業所と就労定着支援事業所を兼ねる事業所においては、市内在住の利用者の就労定着率を8割以上とすることを目標とします。

【目標値の設定】

(1) 一般就労移行者数

5年度における一般就労移行者数	
目標値	25人
元年度の一般就労移行者数（18人）×1.27倍以上	

(2) 事業別の一般就労移行者数

5年度の一般就労移行者数				
事業	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	合計
目標値	23人	1人	1人	25人
就労移行支援事業 : 元年度の一般就労移行者数 (18人) × 1.30 就労継続支援A型事業 : 元年度の一般就労移行者数 (0人) × 1.26 就労継続支援B型事業 : 元年度の一般就労移行者数 (0人) × 1.23 就労継続支援A型事業及びB型事業は就労移行者数の実績が0人のため、目標値を1人とします。				

(3) 就労定着支援利用者数

5年度の就労定着支援利用者数	
目標値	18人
5年度の就労移行支援事業等を利用しての一般就労移行者 (25人) × 0.7	

(4) 就労定着率の高い就労定着支援事業所数

5年度末の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	
目標値	2か所
市内事業所「スワン工舎新座」、「福祉工房さわらび」の2か所において、就労定着率8割以上を目指します。	

※ 就労定着率とは、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合のことです。

4 就労支援センター事業の充実

【事業の内容】

市では、障がいのある人が、障がいのない人とともに社会経済活動に参加し、能力を十分に発揮できるよう、様々な支援を行う「障がい者就労支援センター(*)」を障がい者福祉課に設置しています。就労を希望する障がい者の相談に応じ、個々の状況に応じた就労支援を行います。

障がい者雇用を考えている事業所の情報を、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター※へ提供し、障がい者の受入可能な事業所を開拓しています。

※ 埼玉県障害者雇用総合サポートセンターでは、企業の障がい者雇用について、雇用開拓から企業支援、定着支援まで一連の支援を行っています。

【新座市の目標】

就労に支援を必要とする全ての障がい者を対象とした就労支援、職場実習を実施するとともに、就労中の障がい者に対する巡回訪問等、就労後の職場への定着に向けた支援の強化を図ります。

また、働く障がい者が増加する中、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター及び公共職業安定所等の各関連機関とも連携を図り、情報提供に努めるとともに、就労支援体制の充実を図ります。

【目標値の設定】

区分	実績値			目標値		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
就労支援センター登録者数のうち就労している人数	164人	173人	175人	180人	185人	190人
延べ職場実習人数	715人	725人	730人	730人	730人	730人
企業実習者数	1人	2人	1人	2人	2人	2人
企業に就労した人数	33人	31人	30人	31人	32人	33人
就労企業数	新規	31社	19社	20社	20社	20社
	累計	138社	143社	145社	147社	151社
職場への定着に向けた支援回数	308回	303回	200回	250回	300回	310回

※ 職場実習は、就労に向けて市役所等の職場内において実習を行います。

※ 企業実習は、一般就労を目指して企業内において技術や就労のルール等を学習します。

※ 令和2年度は実績見込値です。

※ 職場への定着に向けた支援は、就労した障がい者（企業）への巡回回数です。

【参考：障がい者就業・生活支援センター(*)について】

市の障がい者就労支援センターの事業とは別に、障害者就業・生活支援センターSWANが、県の事業として南西部を対象に就業と生活の支援を必要とする障がい者に対し、相談や職場訪問、家庭訪問等を実施し、就業面と生活面の一体的な相談支援を行っています。

5 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和5年度末までに、児童発達支援センター(*)を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

令和元年10月に市直営の児童発達支援センターを設置しました。引き続きこの児童発達支援センターの機能拡充に努めます。

保育所等訪問支援については、令和2年10月1日現在、市内に3事業所が開設しており、児童発達支援センターでも令和2年12月から事業を開始しています。

新座市地域自立支援協議会(*)における子ども部会と連携し、関係機関への事業の周知を図ることで、利用者数の増加を目指します。

【目標値の設定】

区分	5年度
	目標
児童発達支援センターの設置数	1か所
保育所等訪問支援の体制の構築	実施

6 重症心身障がい児を支援する事業所の確保

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和5年度末までに、主に重症心身障害児※を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県〕 国基本指針のとおり

※ 重症心身障がい児とは、重度の知的障がい（療育手帳(*)の程度が㊤又はA）と重度の肢体不自由（身体障がい者手帳(*)の等級が1級又は2級）が重複している児童のことを言います。

【新座市の目標】

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありますが、重症心身障がい児を主な対象とする事業所はありません。

重症心身障がい児を対象とする障がい児通所支援事業所の必要性を検討します。

【目標値の設定】

区分	5年度
	目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	検討
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	検討

7 医療的ケア児のための支援の充実

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター※を配置することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県〕 国基本指針のとおり

※ 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児のことを言います。

※ 医療的ケア児等に関するコーディネーターとは、医療的ケア児等の支援を総合調整する人のことを言います。

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこととされています。

【新座市の目標】

保健所や医療機関と情報共有を図る場を設けることを目標とします。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの効果的な配置の方法について、保健センター及び児童発達支援センター(*)と検討します。

【目標値の設定】

区分	5年度末
	目標
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	配置

8 相談支援体制の充実・強化等

【国及び県の基本指針等】

〔国〕 相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター(*)等がその機能を担うことを検討する。

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

令和2年10月に地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを2か所設置しました。

障がい者福祉課及び基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を継続し、連携して相談支援体制の充実及び強化を図ることを目標とします。

基幹相談支援センターが行う相談支援体制の充実・強化とは、指定特定相談支援事業所に対して、指導・助言を行ったり、人材育成に係る研修会等を開催したり、地域自立支援協議会(*)における相談支援部会と連携強化の取組を行うことを想定しています。

なお、基幹相談支援センターは、専門的職員を配置することで、地域生活支援事業に位置付けられる基幹相談支援センター等機能強化事業を満たす内容で事業を実施します。

【目標値の設定】

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

区分	5年度
	目標
総合的・専門的な相談支援	実施

(2) 相談支援体制の充実・強化

[年間]

区分	第6期計画期間(計画値)		
	3年度	4年度	5年度
指導・助言数	156件	172件	189件
人材育成の支援件数	0件	2件	2件
連携強化の取組	12回	12回	12回

※ 関連項目の障がい者相談支援事業については、P68①障がい者相談支援事業に表記しています。

9 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針等】

〔国〕 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、下記に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- 1 県が実施する研修への市町村職員の参加
- 2 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築と実施
- 3 県が実施する指導監査の適正実施と共有体制の構築及び共有

〔県〕 国基本指針のとおり

【新座市の目標】

県が実施する研修への参加人数については、実施する研修回数が未定のため、目標設定は行いませんが、研修には積極的に参加していきます。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有することについては、現在、目的や具体的な方法が示されていないため、今後示され次第検討します。

第2節 サービスの見込量と確保策

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の総称で、各サービスの内容は下表のとおりです。ここでは、居宅介護を含む支援である重度障がい者等包括支援も訪問系サービスと捉えます。

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を提供する。
重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他のサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、その他の便宜を供与する。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者のうち、常時介護を要する障がい者に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行う。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がい者のうち、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護及びその他の障がい福祉サービスを包括的に提供する。

【利用者像】

〔居宅介護〕

障がい支援区分※1以上の障がい者

〔重度訪問介護〕

障がい支援区分4以上で、一定の基準を満たす重度の障がい者

〔同行援護〕

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有し、一定の基準を満たす障がい者等

〔行動援護〕

障がい支援区分3以上であって、知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者

〔重度障がい者等包括支援〕

障がい支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有し、四肢全てに麻痺があり寝たきり状態にある障がい者

※ 障害者総合支援法で定められている障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。障がい者からのサービス支給に係る申請に応じ、市町村審査会等を経て認定を行います。非該当及び区分1から区分6までの区分があり、区分6が支援の度合いが最も高いです。

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、本市をサービスの提供地域としている事業所は、市内では21か所で、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市を除く。）では51か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

障がい者手帳の取得人数の増加に伴い、訪問系サービス利用者数や利用時間は今後も増加することが見込まれます。

特に利用時間の増加が著しい重度訪問介護及び同行援護について、サービス提供事業所の整備や人材確保に努めます。

表 訪問系サービス

[月間]

区分	サービス名	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数 (人)	居宅介護	208	209	210	211	212	213
	重度訪問介護	15	15	15	15	15	15
	同行援護	37	38	39	40	41	42
	行動援護	1	1	1	2	2	2
	重度障がい者等 包括支援	0	0	0	0	0	0
合計		261	263	265	268	270	272
利用時間 (時間)	居宅介護	3,825	3,886	3,948	4,010	4,072	4,134
	重度訪問介護	5,209	5,902	6,687	7,426	8,165	8,904
	同行援護	750	810	875	935	995	1,055
	行動援護	10	9	8	18	18	18
	重度障がい者等 包括支援	0	0	0	0	0	0
合計		9,794	10,607	11,518	12,389	13,250	14,111

※ 重度障がい者等包括支援の項目を追加しました。

※ 令和2年度は実績見込値です。

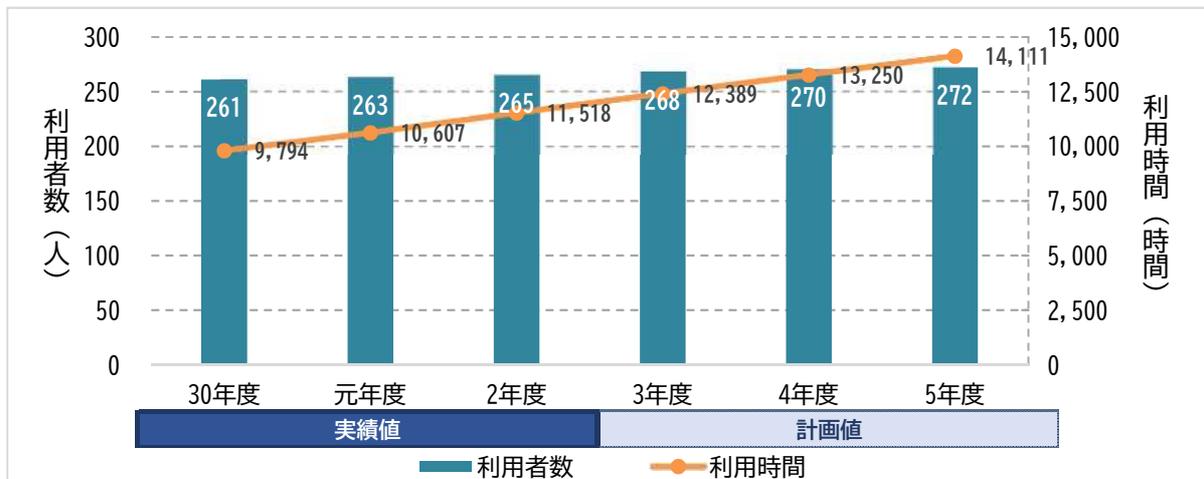


図 訪問系サービス 実績値と計画値

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【サービスの概要】

生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護を要する障がい者に対し、主として昼間、障がい者支援施設等で入浴、排せつ、食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【利用者像】

- 障がい支援区分3以上の障がい者（施設入所にあつては、障がい支援区分4以上）
- 50歳以上の場合は、障がい支援区分2以上の障がい者（施設入所にあつては、障がい支援区分3以上）

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内には「けやきの家」、「こぶしの森」、「ふたば」、「らびっと」、「ファームそら」の5か所のほか、朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」があり、県内では447か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

事業の特性上、一度通所した利用者が退所することが少ない事業所であることに加え、特別支援学校の卒業生の進路先になっていること等の理由から利用者の増加が見込まれます。

市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、市外の事業所との連携を強化することによりサービス提供の確保に努めます。

表 生活介護 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	214	211	219	227	235	243
利用日数（日）	3,706	3,685	3,861	4,037	4,213	4,389

※ 令和2年度は実績見込値です。

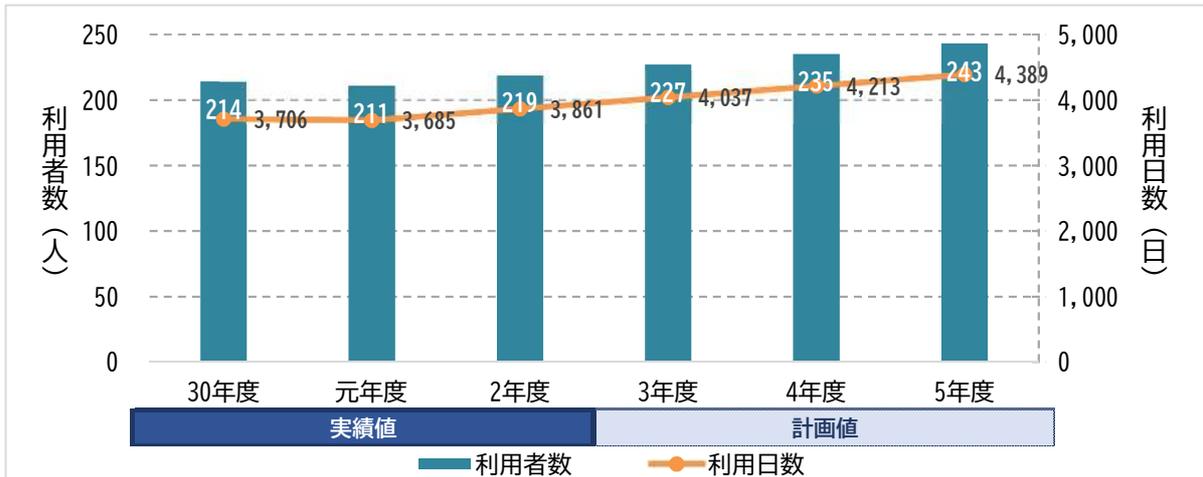


図 生活介護 実績値と計画値

② 自立訓練（機能訓練）

【サービスの概要】

自立訓練（機能訓練）は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、理学療法（*）や作業療法（*）等の身体的リハビリテーション（*）や、日常生活上の相談支援等を提供します。

【利用者像】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行等を図る上で、身体機能の維持・回復等の支援や身体的リハビリテーションの継続が必要な障がい者
- 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は市内にはなく、県内では国立障害者リハビリテーションセンターを含め11か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

利用者が限られていることもあり、過去の利用実績から、月間2人の利用を見込んでいます。今後も、円滑にサービスを提供できるよう入所施設、病院等の各関係機関と連携を図ります。

表 自立訓練（機能訓練） 実績値と計画値 [月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	1	2	2	2	2	2
利用日数（日）	5	25	44	44	44	44

※ 令和2年度は実績見込値です。



図 自立訓練（機能訓練） 実績値と計画値

③ 自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

自立訓練（生活訓練）は、地域生活を営む上で、一定の支援が必要な障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を提供します。

【利用者像】

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がい者
- 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は市内にはなく、県内では国立障害者リハビリテーションセンターを含め38か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

今後、入所施設や病院から地域生活への移行が促進されることから、このサービスの必要性が高まっていくと考えられます。通所事業所や病院など各関係機関との連携を図り、情報の把握に努め、適切な支援を行います。

表 自立訓練（生活訓練） 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	11	11	11	12	12	12
利用日数（日）	175	174	174	196	196	196

※ 令和2年度は実績見込値です。

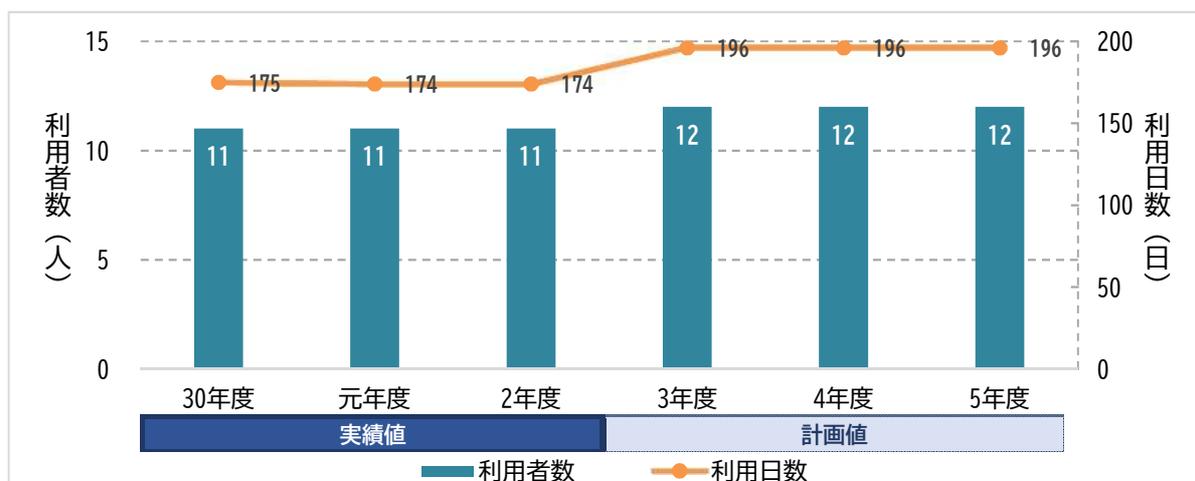


図 自立訓練（生活訓練） 実績値と計画値

④ 就労移行支援

【サービスの概要】

就労移行支援は、一般就労を希望し、就労が見込まれる障がい者に対し、生産活動、実習、職場探し等の活動を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を提供します。

【利用者像】

- 就労を希望するものの、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の障がい者
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の免許を取得することにより、就労を希望する障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内では「スワン工舎新座」及び「福祉工房さわらび」の2か所、県内では訓練等の提供事業所が179か所及び養成施設が国立障害者リハビリテーションセンターの1か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

障がい者の雇用対策の促進に伴い、今後もサービスの利用は増加していくものと見込まれます。事業所の整備を促進するとともに、利用希望者の適性に合った支援を行います。

表 就労移行支援 実績値と計画値 [月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	58	64	70	76	82	88
利用日数（日）	955	1,079	1,211	1,343	1,475	1,607

※ 令和2年度は実績見込値です。



図 就労移行支援 実績値と計画値

⑤ 就労継続支援A型

【サービスの概要】

就労継続支援A型は、一般就労が困難な障がい者で、雇用契約に基づく就労が可能な者に対し、利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供をするとともに、生産活動やその他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

【利用者像】

- 就労移行支援事業を利用したものの、企業等の雇用に結び付かなかった障がい者
- 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったものの、企業等の雇用に結び付かなかった障がい者
- 企業等を離職した者等就労経験のある人で、現在雇用関係がない障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内では「SAIFUKU」1か所、県内では93か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

就労継続支援B型事業所の利用者には、就労継続支援A型事業所への移行の可能性のある利用者もいることが考えられます。指定特定相談支援事業所や就労継続支援B型事業所が連携を図り、利用者の適性に合った支援ができるよう働き掛けます。

また、市内や近隣での事業所の開設情報等の把握に努め、利用を希望する者に対して、周知を図ります。

表 就労継続支援A型 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	25	25	26	26	26	26
利用日数（日）	465	461	483	483	483	483

※ 令和2年度は実績見込値です。

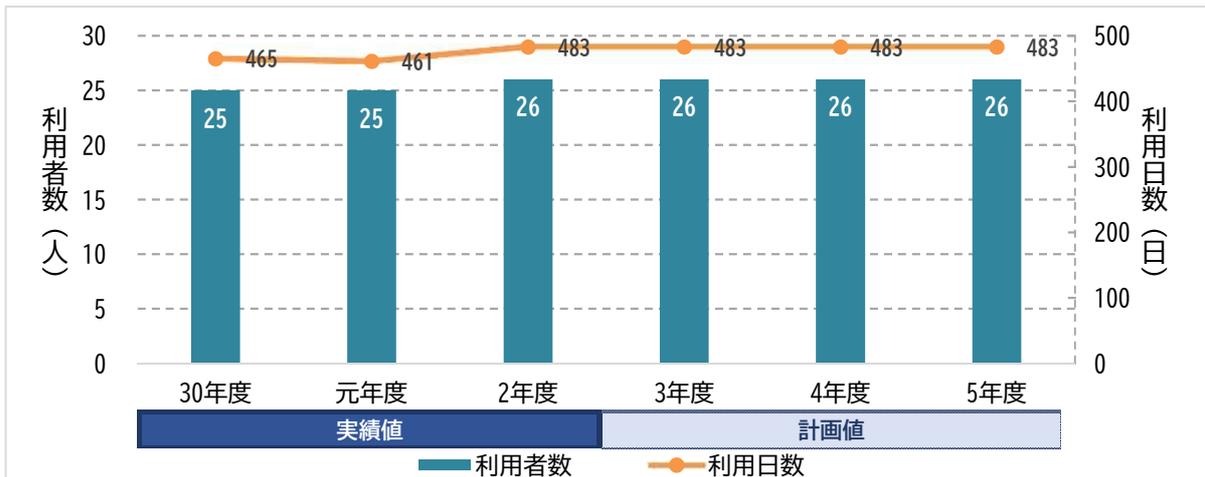


図 就労継続支援A型 実績値と計画値

⑥ 就労継続支援B型

【サービスの概要】

就労継続支援B型は、就労移行支援事業等を利用したものの一般企業等への雇用に結び付かない人や、一定年齢に達している人等に対し、通所により就労や生産活動の機会を提供します。

【利用者像】

- 就労経験があるものの、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった障がい者
- 就労移行支援事業を利用した結果、企業や就労継続支援A型（雇用型）への雇用に結びつかなかった障がい者
- 上記に該当しない人のうち、50歳に達している障がい者又は障がい基礎年金1級受給者等

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内では「福祉工房さわらび」、「アイズ」、「シンフォニー」、「くるみの木」、「こぶしの森」、「ここから」、「らびっと」の7か所、県内では469か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

今後も利用希望者の増加が見込まれる一方で、障がいの重度化、高齢化により、一般就労等への移行が困難な利用者の増加もあり、利用希望者の受入れが難しくなる状況にあります。

市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、市外の事業所との連携を強化することによりサービス提供の確保に努めます。

表 就労継続支援B型 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	231	248	265	283	303	324
利用日数（日）	3,546	3,806	4,180	4,576	5,016	5,478

※ 令和2年度は実績見込値です。

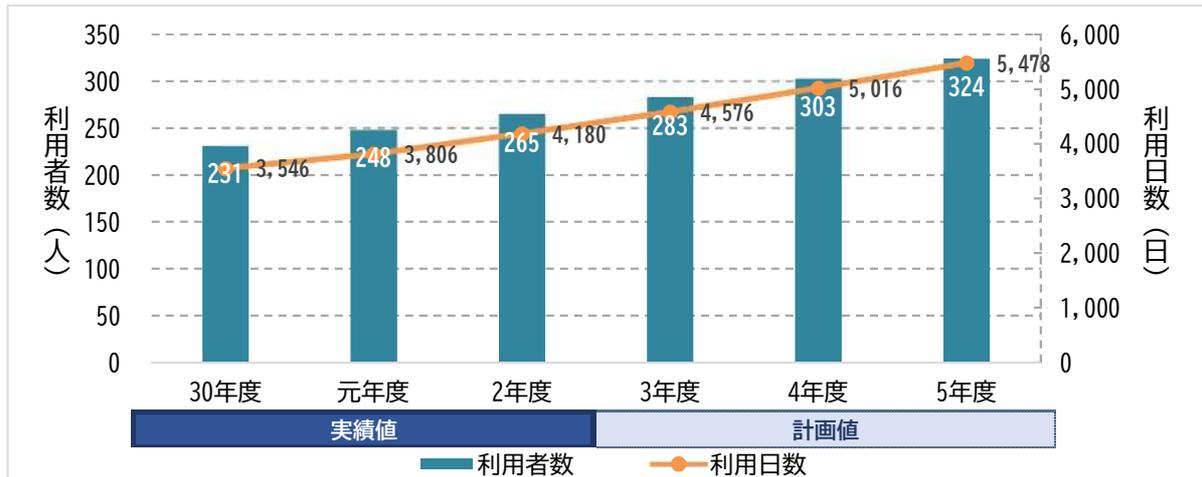


図 就労継続支援B型 実績値と計画値

⑦ 就労定着支援

【サービスの概要】

就労定着支援は、一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【利用者像】

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内では「福祉工房さわらび」、「スワン工舎新座」の2か所、県内では71か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

一般就労した障がい者が継続して就労していくために、有効な支援と考えています。就労移行支援を利用した者が対象であるため、就労に関する相談の際に、就労移行支援と併せて制度の周知を行います。

また、就労定着支援事業所が指定特定相談支援事業所や就労移行支援事業所と連携できるよう働き掛けるとともに、利用者の適正に合った支援ができるよう努めます。

表 就労定着支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	5	16	22	29	38	49

※ 令和2年度は実績見込値です。

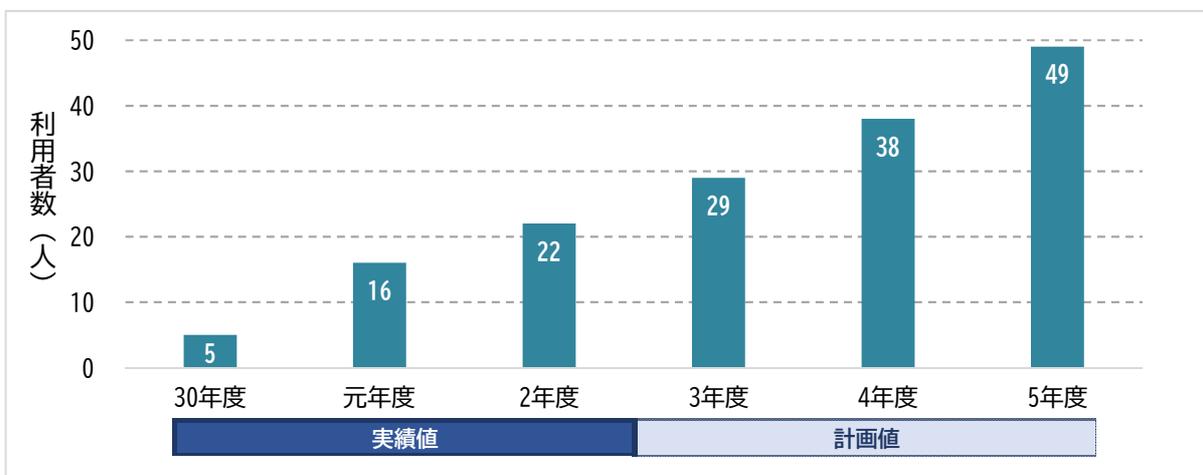


図 就労定着支援 実績値と計画値

⑧ 療養介護

【サービスの概要】

療養介護は、医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間に病院・施設において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。

【利用者像】

- 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障がい支援区分6の障がい者
- 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障がい支援区分5以上の障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、市内でサービスを提供している施設（病院）はなく、県内では8か所となっています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

このサービスは、利用者が限られていることから、利用者数は横ばいになることを見込んでいます。

入所の希望があった際には、入所に向けて医療機関等と連携を図ります。

表 療養介護 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	19	17	19	19	19	19
利用日数（日）	577	524	579	579	579	579

※ 令和2年度は実績見込値です。

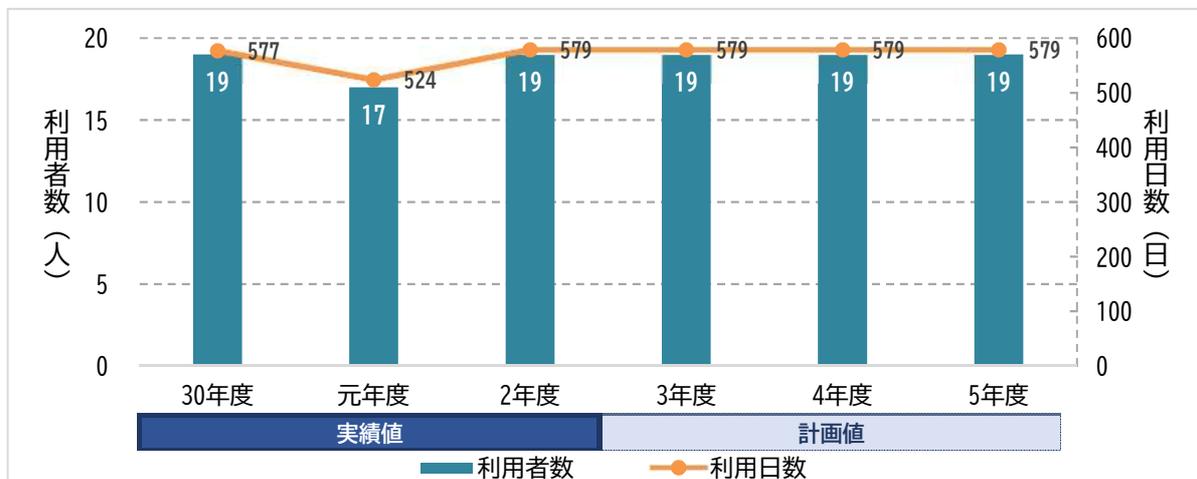


図 療養介護 実績値と計画値

⑨ 短期入所（福祉型、医療型）

【サービスの概要】

短期入所（福祉型、医療型）は、介護者の疾病その他の理由で障がい者支援施設やグループホーム(*)に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【利用者像】

- 障がい支援区分1以上の障がい者
- 医療型はこれに加え、療養介護対象者、重症心身障がい児、遷延性意識障がい者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾病を有する人

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内では福祉型である「グループホームにいざの智」、「かなで」、「ソーシャルインクルー新座野寺」、「クリード新座」の4か所があり、県内では福祉型及び医療型を合わせて139か所あります。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

介護者の疾病等での利用、グループホームへの入居を視野に入れた集団生活を経験するための利用等の需要の増加が見込まれます。

施設やグループホームの多くは、短期入所サービスの対応を行っていますが、確保できるベッド数に限りがあることや、利用前の面接や体験入所を必要としている事業所もあることから、緊急時の利用に限らず受入れが困難な状況があります。また、空床があっても遠方の事業所を利用する際は、交通手段がない等の課題があります。

このため、市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、緊急時の受入先の確保や事業所の受入状況についての情報収集を行い、サービス提供の確保につなげていきます。

表 短期入所 実績値と計画値

[月間]

区分		第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
福祉型	利用者数（人）	24	25	26	27	28	29
	利用日数（日）	153	143	148	162	168	174
医療型	利用者数（人）	3	3	3	3	3	3
	利用日数（日）	15	16	16	16	16	16
計	利用者数（人）	27	28	29	30	31	32
	利用日数（日）	168	159	164	178	184	190

※ 令和2年度は実績見込値です。

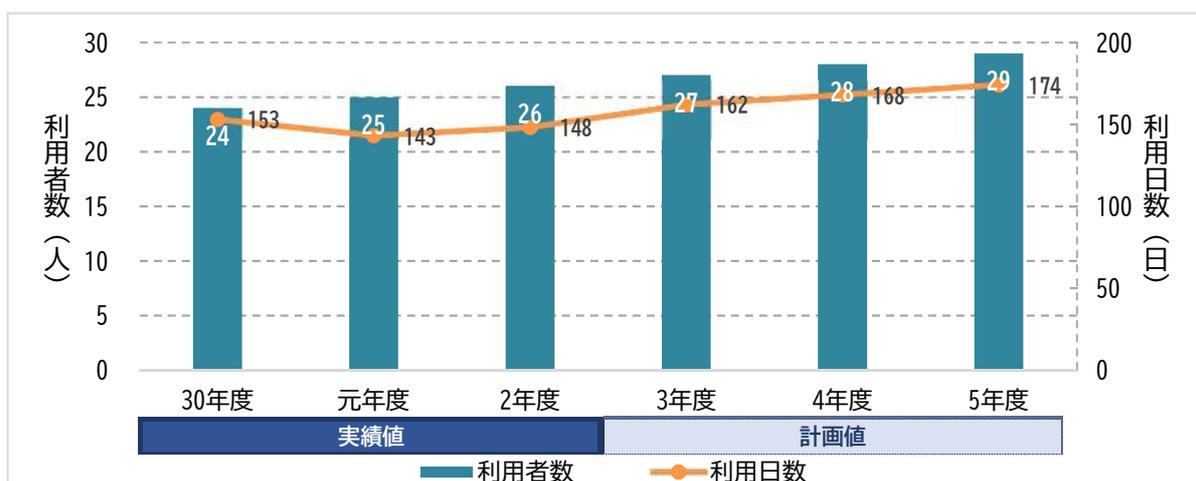


図 短期入所（福祉型） 実績値と計画値

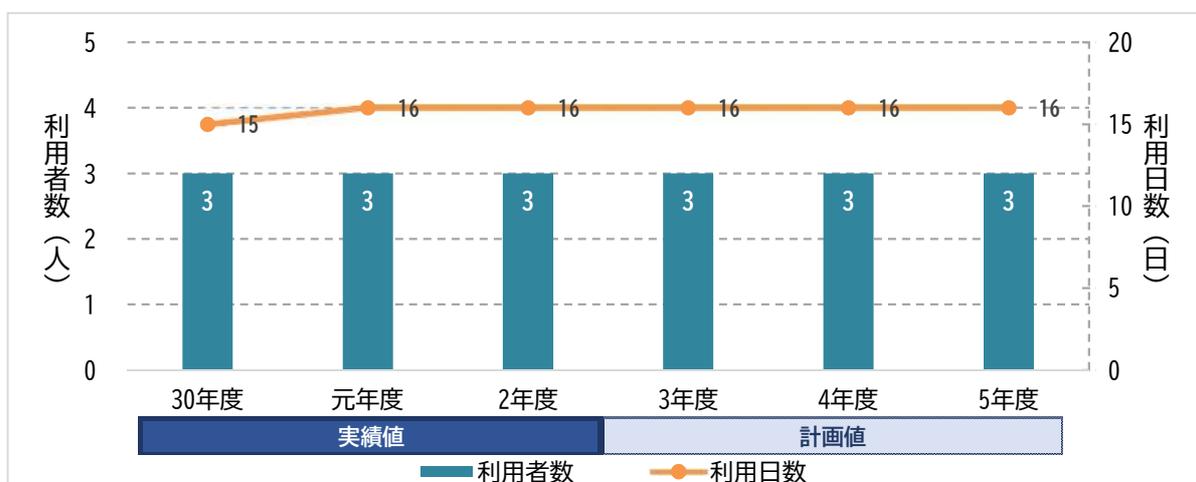


図 短期入所（医療型） 実績値と計画値

③ 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等

① 自立生活援助

【サービスの概要】

自立生活援助は、障がい者支援施設やグループホーム(*)等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整等、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【利用者像】

- 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内では「にいざ生活支援センター」の1か所、県内では11か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

地域で生活することを希望している障がい者に対する支援の一つとして、制度の周知や利用に向けた支援を行うことで、利用者数の増加が見込まれます。

また、施設や病院からの移行に合わせ、必要な制度の周知を図ります。

表 自立生活援助 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	6	11	11	12	13	14

※ 利用者数は、全ての障がいを対象として算出するものですが、実績は精神障がい者のみであるため、P65⑦精神障がい者の自立生活援助と同値になっています。

※ 令和2年度は実績見込値です。



図 自立生活援助 実績値と計画値

② 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの概要】

共同生活援助（グループホーム（*））は、障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助等を行います。

【利用者像】

○ 就労又は就労移行支援等の日中活動を利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の援助を必要とする人
--

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内では「北斗寮」、「にぎの智」、「かいとホーム1～5」、「かなで」、「もみじ寮」、「ソーシャルインクルー新座野寺 I・II」及び「クリード新座 ユニット1～3」の14か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では744か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

グループホームの整備については、一定の成果がみられています。親亡き後、グループホームの利用を希望する障がい者の数も増えていることから、グループホームの需要は更に増加する見込みです。今後も、サービス提供基盤の整備促進を図っていく必要があります。

施設・医療機関からの地域移行又は家族から離れ、地域での自立した生活への移行を希望する障がい者の居住の場として、今後も需要の増加が見込まれます。

車椅子に対応した市内事業所が少ないため、その事業所の確保に努めるとともに、市外の事業所との連携を強化することにより、サービス提供の確保に努めます。

表 共同生活援助（グループホーム（*）） 実績値と計画値 [月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	78	92	105	110	115	120
利用日数（日）	2,253	2,606	3,004	3,080	3,220	3,360

※ 令和2年度は実績見込値です。

※ また、令和元年度中に利用者数が大幅に増加した理由は、市内に「ソーシャルインクルー新座野寺 I・II」及び「クリード新座 ユニット1～3」（50床）が開設されたためです。

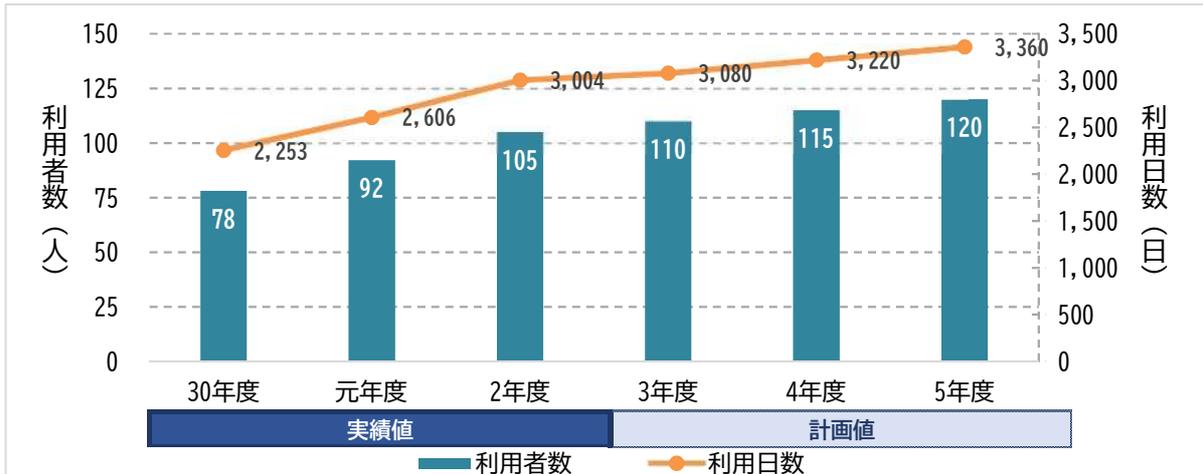


図 共同生活援助（グループホーム） 実績値と計画値

③ 施設入所支援

【サービスの概要】

施設入所支援は、夜間において介護が必要な人や、通所が困難な生活介護、自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

【利用者像】

- 生活介護を受けている人のうち、障がい支援区分が4以上の障がい者（50歳以上の場合は区分3以上）
- 自立訓練、就労移行支援を受けている人で、次のいずれかに該当する障がい者
 - ・生活能力から単身の生活が困難な障がい者
 - ・地域の社会資源の状況から、通所することが困難な障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、市内でサービスを提供している施設はありませんが、朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」のほか、近隣では朝霞市の「あさか向陽園」がサービスを提供しています。県内では101か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

家族の高齢化や障がいの重度化により、サービス利用希望者の増加が見込まれます。

増加する需要に対して施設が不足しているため、今後も県及び近隣自治体と連携し、広域的な観点から施設の整備を促進します。

表 施設入所支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	95	88	85	85	85	85
利用日数（日）	2,665	2,609	2,584	2,584	2,584	2,584

※ 令和2年度は実績見込値です。

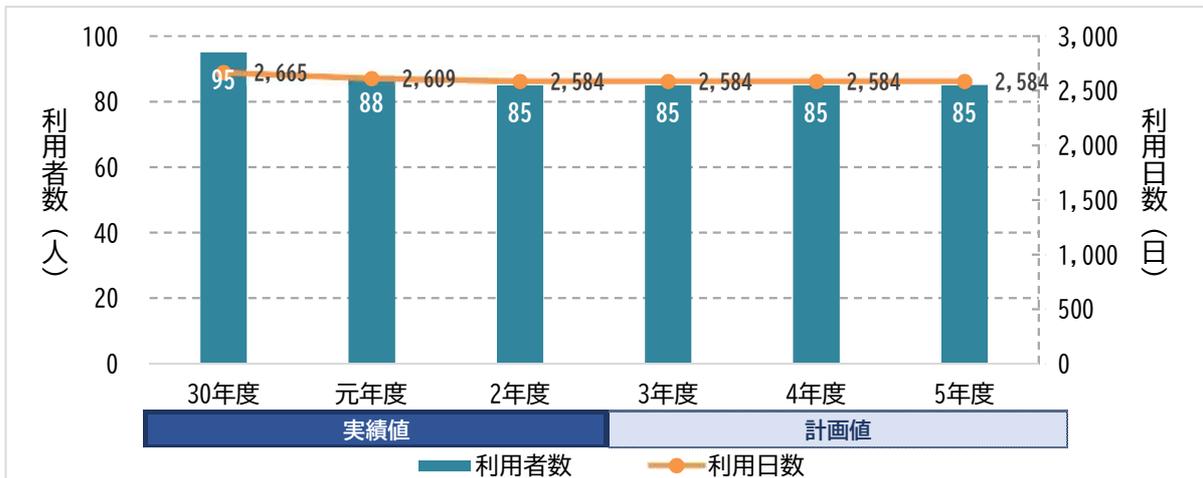


図 施設入所支援 実績値と計画値

④ 地域生活支援拠点等

【サービスの概要】

地域生活支援拠点等とは、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者等の生活を地域全体で支えることなどを指します。

【利用者像】

- 重度化した障がい者等
- 高齢化した障がい者
- 親を亡くした障がい者等

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、実施していません。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

近隣市の状況を把握しながら、関係機関と協議を重ねていくとともに、本市の課題を整理し、令和3年度中の設置を目指します。

表 地域生活支援拠点等 計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（計画値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数（か所）	1	1	1
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数（回）	1	4	4

(4) 相談支援

① 計画相談支援

【サービスの概要】

計画相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント(*)によりきめ細かく支援するものです。

【利用者像】

- 障がい福祉サービスを利用する障がい者で、市がサービス等利用計画案の提出を求めた人

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は14か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

障がい者のサービス利用者は、今後も増加していくものと見込まれますが、現状で既に市内事業所の相談支援専門員は不足している状況があります。

引き続き通所事業所等の新規開所相談時に指定特定相談支援事業所の併設を依頼すること、他市の事業所との連携を一層強化することで見込量の確保に努めます。

表 計画相談支援 実績値と計画値

[年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	822	860	893	928	963	998

※ 令和2年度は実績見込値です。

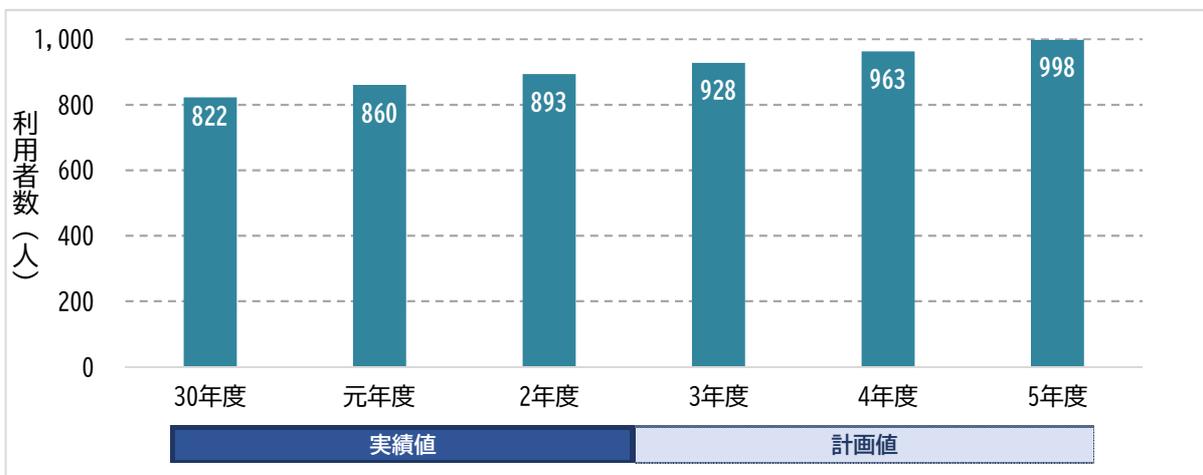


図 計画相談支援 実績値と計画値

② 地域移行支援

【サービスの概要】

地域移行支援は、入所施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のため障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行うものです。

【利用者像】

- 障がい者支援施設等に入所している障がい者
- 精神科病院に入院している精神障がい者
- 救護施設、更生施設に入所している障がい者
- 刑事施設（刑務所等）、少年院に収容されている障がい者
- 更生保護施設に入所している障がい者、自立更生促進センター等に宿泊している障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は「にいざ生活支援センター」の1か所、県内では66か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

過去の利用実績から年間2人の利用を見込んでいます。

地域移行支援の利用には、指定一般相談支援事業所、施設及び病院等との連携が必須であるため、今後それらの機関との連携を強化します。

表 地域移行支援 実績値と計画値

[年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	1	3	2	2	2	2

※ 令和2年度は実績見込値です。

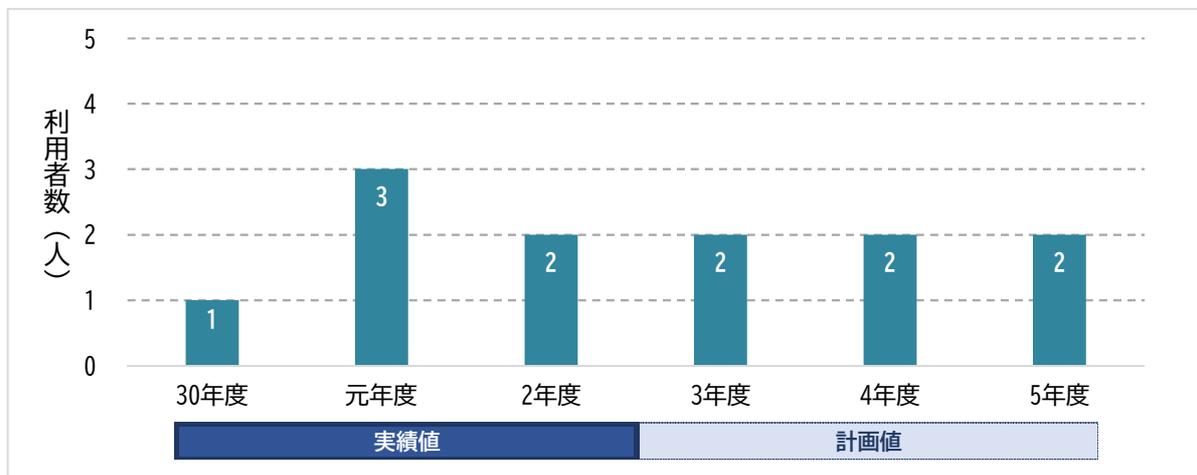


図 地域移行支援 実績値と計画値

③ 地域定着支援

【サービスの概要】

地域定着支援は、居宅で単身等で生活する障がい者が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に訪問等の各種支援を行うものです。

【利用者像】

- 単身で生活する障がい者
- 同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内は「にいざ生活支援センター」の1か所、県内では63か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

平成30年度から地域定着支援と同様に訪問等により地域生活の安定を支援する自立生活援助が新規サービスとして創設された影響により、地域定着支援の利用者は減少することが見込まれます。

引き続き、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所及び自立生活援助事業所と連携し、より適切な支援を図ることに努めます。

表 地域定着支援 実績値と計画値 [年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	5	2	2	2	2	2

※ 令和2年度は実績見込値です。



図 地域定着支援 実績値と計画値

(5) 障がい児支援

① 児童発達支援及び医療型児童発達支援

【サービスの概要】

児童発達支援は、障がい児に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うものです。

医療型児童発達支援は、上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行うものです。

【利用者像】

(児童発達支援)

- 療育を行う必要があると認められる未就学児

(医療型児童発達支援)

- 肢体不自由で理学療法(*)等の機能訓練や医学的管理下での支援が必要な未就学児

【サービス提供基盤の状況】

令和元年10月に「みどり学園」と「わかば学園」を統合し、「新座市児童発達支援センター(*)」を設置しました。

児童発達支援事業所は平成29年の3か所(児童発達支援センターの前身である「みどり学園」「わかば学園」を除く。)から令和2年10月1日現在、5か所(児童発達支援センターを除く。)に増加しています。

県内では、児童発達支援事業所は444か所あります。

医療型児童発達支援事業所は、さいたま市に2事業所ある以外に、県内で新たに設置される情報はありません。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

児童発達支援については、現在は、利用を希望する児童に対し、市内の事業所だけでもおおむね受入可能な状況にあります。今後も、同様の傾向が継続されると見込んでいます。各事業所が特色をいかしたサービスを提供しているため、引き続き指定障がい児相談支援事業所等と連携を図り、利用者の適性に合ったサービスの提供を目指します。

医療型児童発達支援については、引き続き県や近隣における提供体制の整備の動向を調査し、研究を続けます。

※ P52⑤障がい児相談支援に指定障がい児相談支援のサービス概要が表記されています。

(児童発達支援)

表 児童発達支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	124	133	143	153	163	173
利用日数（日）	965	1,022	1,082	1,178	1,255	1,332

※ 令和2年度は実績見込値です。

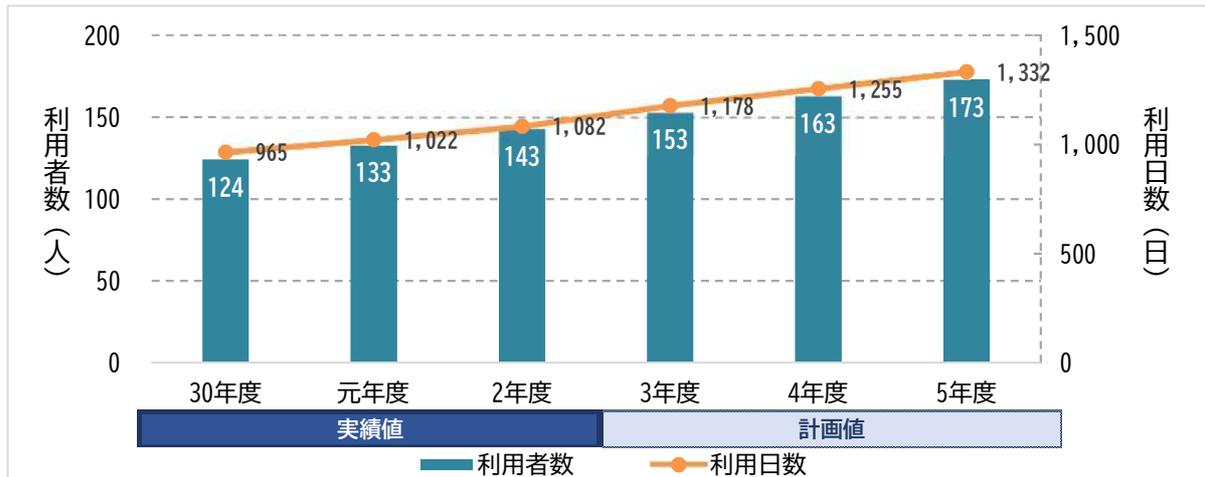


図 児童発達支援 実績値と計画値

(医療型児童発達支援)

表 医療型児童発達支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
利用日数（日）	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は実績見込値です。

② 放課後等デイサービス

【サービスの概要】

放課後等デイサービスは、就学している障がい児に対し、放課後や休日の通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行うものです。

【利用者像】

○ 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学し、生活能力等の向上のために療育的な支援が必要な障がい児

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、市内でサービスを提供している事業所18か所、県内では755か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

各事業所が特色をいかしたサービスを提供しているため、引き続き指定障がい児相談支援事業所等と連携を図り、利用者の適性に合ったサービスの提供を目指します。

表 放課後等デイサービス 実績値と計画値 [月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	265	290	317	343	369	395
利用日数(日)	2,747	3,017	3,314	3,567	3,837	4,108

※ 令和2年度は実績見込値です。



図 放課後等デイサービス 実績値と計画値

③ 保育所等訪問支援

【サービスの概要】

保育所等訪問支援は、保育所等（保育所、幼稚園、学校等）を訪問し、障がい児が他の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を行うものです。

【利用者像】

○ 保育所等の集団生活を営む施設に通う障がい児

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は「児童デイサービスどれみ」、「pomme kids にいざルーム」、「元気キッズPSC STATION 2」の3か所、県内では92か所です。

また、児童発達支援センター(*)でも令和2年12月1日からサービス提供を開始しました。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

事業所が増加しているため、それに応じて利用者数も増加することを見込んでいます。一方で、見込量の確保のためには、制度の周知が不足している状況を改善する必要があります。既に事業を開始している事業所及び今後事業を開始する児童発達支援センターとの協議の場を設定し、保護者や保育所等への事業の周知の方法を検討します。

【参考】

発達障がい(*)等に関する知識を有する専門員（臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等）が、保育所への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や子どもの保護者に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行うものとして、巡回相談があります。

表 保育所等訪問支援 実績値と計画値 [年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	3	6	4	4	4	8
利用日数（日）	6	12	6	12	24	48

※ 令和2年度は実績見込値です。

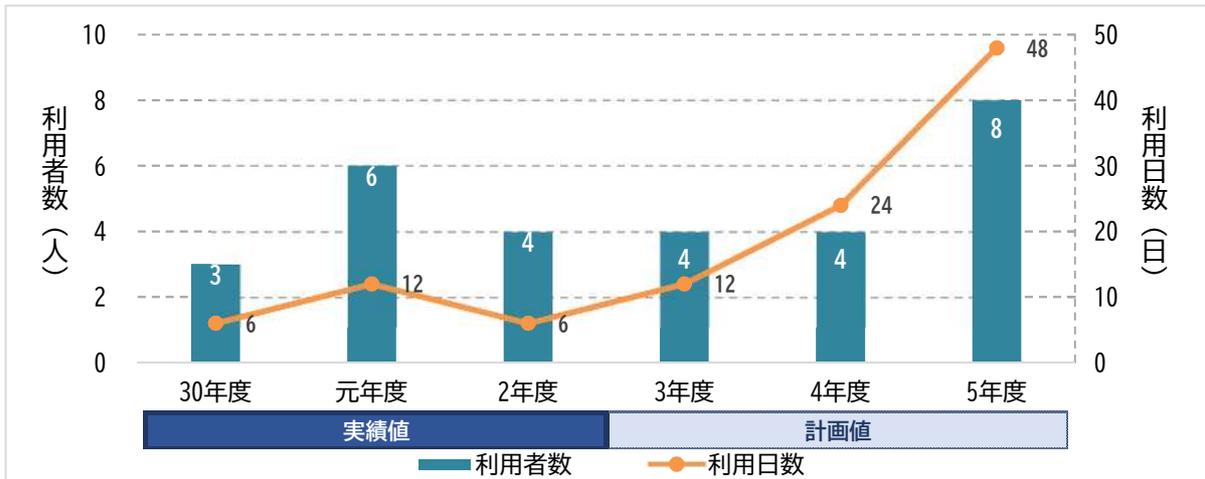


図 保育所等訪問支援 実績値と計画値

④ 居宅訪問型児童発達支援

【サービスの概要】

重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うものです。

【利用者像】

○ 重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、市内では事業所開所等の情報はありますが、県内では5事業所の設置があります。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

利用希望者の把握の方法を検討し、実態の把握に努めます。

また、近隣自治体に、開所した事業所の実施状況等を調査します。

表 居宅訪問型児童発達支援 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
利用日数(日)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は実績見込値です。

⑤ 障がい児相談支援

【サービスの概要】

障がい児相談支援は、サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント(*)によりきめ細かく支援するものです。

【利用者像】

- 障がい福祉サービスを利用する障がい児で、市がサービス等利用計画案の提出を求めた人
- 障がい児通所支援を申請した障がい児で、市が障がい児支援利用計画案の提出を求めた人

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、市内でサービスを提供している事業所は8か所です。市外の事業所の支援も受けて、サービスの利用希望者に対応している状況です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

今後も利用希望者は増加傾向にあることが見込まれますが、現状で既に市内事業所の相談支援専門員は不足している状況があります。引き続き通所事業所等の新規開所相談時に指定特定相談支援事業所の併設を依頼すること、他市の事業所との連携を一層強化することで見込量の確保に努めます。

また、新座市児童発達支援センター(*)における指定特定相談支援事業につきましては、体制や実施場所についての課題ありますので、現在検討を進めています。

表 障がい児相談支援 実績値と計画値 [年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	368	392	426	455	484	513

※ 令和2年度は実績見込値です。



図 障がい児相談支援 実績値と計画値

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【サービスの概要】

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育等の関連分野の支援を調整するコーディネーター※の配置を促進するものです。

※ コーディネーターとは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する人を言います。

【サービス提供基盤の状況】

児童発達支援センター(*)にコーディネーター養成研修の修了者はいますが、令和2年10月1日現在、コーディネーターとしての配置には至っていません。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

医療的ケア児のための協議の場の設置と併せて、コーディネーターの効果的な配置についても保健センターや児童発達支援センターと検討します。

表 医療的ケア児コーディネーター 実績値と計画値 [年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
配置人数（人）	0	0	0	0	1	1

※ 令和2年度は実績見込値です。

⑦ 障がい児の子ども・子育て支援等

【サービスの概要】

子ども・子育て支援施設等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、幼稚園や保育園等における障がいのある児童の受入れ体制整備を行うものです。

【サービス提供基盤の状況】

平成30年7月、市内の幼稚園及び保育園等を対象に障がい児及びその疑いのある児童がどの程度通園しているのかを把握するため、アンケート調査を障がい者福祉課で実施しました。

その結果、障がいと診断されている児童を既に受け入れている施設及び人数については、幼稚園19人、公立保育園19人、法人保育園11人、小規模保育施設1人であることが分かりました。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

障がいの種類や程度も多岐にわたります。障がい児の保育等の需要については、今後も増加が見込まれており、その障がい等の理由により支援を必要とする子どもへの対応のために職員を加配する施設への補助の実施に向けて検討を進めるとともに、引き続き保育施設等に通う障がい児を支援するための保育所等訪問支援や、保護者からの相談に対応する体制の整備を図っていきます。

表 障がい児の子ども・子育て支援等 計画値 [年間]

区分	障がい児の利用希望人数 (実人数)	第6期計画期間(計画値)		
		障がい児の受入可能人数(実人数)		
		3年度	4年度	5年度
幼稚園 (11か所)	23	21	22	23
保育園 (36か所)	40	34	37	40
放課後児童保育室 (17か所)	—	50	51	52

【算出根拠】

(幼稚園及び保育園)

平成30年7月に実施した「幼稚園・保育園等に通園している園児の実態把握調査結果」及び令和元年度に実施した「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」を基に算出しています。

(放課後児童保育室)

障がいを事由に職員の加配を必要とする児童数を基に算出しています。

(6) 発達障がい者等への支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム

【サービスの概要】

ペアレントトレーニング（以下「ペアトレ」という。）は、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がい（*）の特性も踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする講座です。

ペアレントプログラム（以下「ペアプロ」という。）は、保護者が、子どもの行動の捉え方を変え、前向きに考えることができるようになることを目指す講座です。

【利用者像】

- 発達障がいのある子どもの保護者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、実施していません。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

ペアトレ及びペアプロについては、埼玉県が実施する支援者養成研修等の周知を図ります。

研修の修了者を確保することを目指し、児童発達支援センター（*）等の関係機関とともにペアトレ及びペアプロの実施について検討します。

表 ペアトレ及びペアプロの研修の実施 計画値

区分	第6期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度
ペアレントトレーニング	検討	検討	実施
ペアレントプログラム	検討	検討	実施

※ 国・県は数値目標として、受講者数を目標値とすることとしていますが、新規に検討するものであり、実施方法及び実施規模から検討する必要があるため、数値目標は立てません。

② パARENTメンターの養成

【サービスの概要】

発達障がい(*)のある子どもの保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供するペアレントメンターの養成を図るものです。

ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のことです。

【利用者像】

○ 発達障がいのある子どもの保護者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、ペアレントメンターの養成に関わる事業は実施していません。また、市内在住のペアレントメンターは把握していません。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

埼玉県が実施する、ペアレントメンター養成講座の活用を検討する必要があります。養成講座の周知を図るとともに、ペアレントメンターの支援体制についても検討します。

表 ペアレントメンターの養成

区分	第6期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度
ペアレントメンターの養成	検討	検討	検討

※ 国・県は数値目標として、ペアレントメンターの人数を目標値とすることとしていますが、新規に検討するものであり、ペアレントメンターの養成講座の活用等から検討する必要があるため、数値目標は立てません。

③ ピアサポートの活動への参加促進

【サービスの概要】

発達障がい者に対し、発達障がい(*)のある人同士で行う支え合い活動(ピアサポート)への参加を促進するものです。

【利用者像】

○ 発達障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、実施していません。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

ピアサポートの活動への参加を促進する支援は、ピアサポートグループの構築又はその後方支援やピアサポーターの活用等様々な方法がありますので、効果的な支援方法等を研究します。

表 ピアサポートの活動への参加促進 計画値

区分	第6期計画期間(計画値)		
	3年度	4年度	5年度
ピアサポート活動の参加促進	検討	検討	検討

※ 国・県は数値目標として、ピアサポートの活動への参加人数を目標値とすることとしていますが、新規に検討するものであり、ピアサポート活動への支援の方法等から検討する必要があるため、数値目標は立てません。

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催****【サービスの概要】**

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

【サービス提供基盤の状況】

令和元年度に地域包括ケアシステムの協議の場として、新座市地域自立支援協議会(*)に地域移行・定着部会を設置しました。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

地域移行・定着部会で協議を重ね、本市における支援体制の構築を図ります。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催 計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度
協議の場の開催回数（回）	6	6	6

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加促進

【サービスの概要】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加を促進し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

【サービス提供基盤の状況】

令和元年度に地域包括ケアシステムの協議の場として、自立支援協議会地域移行・定着部会を設置しました。

地域移行・定着部会では協議会委員を中心に、保健、医療、福祉、家族等の関係者で構成しています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

重層的な連携を築くために必要な保健、医療及び福祉関係者の地域移行・定着部会への参加を促します。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加促進 計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	13	13	13

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施

【サービスの概要】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、実施していません。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

地域移行・定着部会において、毎年目標を設定し、年1回評価を行います。

表 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施 計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度
目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1

④ 精神障がい者の地域移行支援

【サービスの概要】

地域移行支援とは、障がい者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うものです。

【利用者像】

- 障がい者支援施設に入所している精神障がい者
- 精神科病院に入院している精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内で1か所、県内では66か所です。

市内事業所には、「にいざ生活支援センター」があります。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

地域移行支援の利用には、指定一般相談支援事業所、施設及び病院等との連携が必須であるため、今後それらの機関との連携を強化します。

表 精神障がい者の地域移行支援 計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	2	2	2

⑤ 精神障がい者の地域定着支援

【サービスの概要】

単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所又は退院した人や地域生活が不安定な人などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある人の地域生活の継続を目指します。

【利用者像】

- 障がい者支援施設から退所し、地域で生活している精神障がい者
- 精神科病院から退院し、地域で生活している精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内で1か所、県内では63か所です。

市内事業所には、「にいざ生活支援センター」があります。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

平成30年度から地域定着支援と同様に訪問等により地域生活の安定を支援する自立生活援助が新規サービスとして創設された影響により、地域定着支援の利用者は減少することが見込まれます。

引き続き、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所及び自立生活援助事業所と連携し、より適切な支援を図ることに努めます。

表 精神障がい者の地域定着支援 計画値

[年間]

	第6期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	2	2	2

⑥ 精神障がい者の共同生活援助

【サービスの概要】

共同生活援助（グループホーム(＊)）は、障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助等を行います。

【利用者像】

就労又は就労移行支援等の日中活動を利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の援助を必要とする精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内で12か所、県内（さいたま市、川越市、越谷市、和光市及び川口市を除く。）では486か所です。

市内事業所には、「にいざの智」、「かいとホーム1～5」、「もみじ寮」、「ソーシャルインクルー新座野寺 I・II」及び「クリード新座 ユニット1～3」があります。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

施設・医療機関からの地域移行又は家族から離れ、地域での自立した生活への移行を希望する精神障がい者の居住の場として、今後も需要の増加が見込まれます。

市内における新たな事業所の確保に努めるとともに、市外の事業所との連携を強化することにより、サービス提供の確保に努めます。

表 精神障がい者の共同生活援助 計画値 [年間]

区分	第6期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	36	38	40

⑦ 精神障がい者の自立生活援助

【サービスの概要】

自立生活援助は、障がい者支援施設やグループホーム(*)等を利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整等、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【利用者像】

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する精神障がい者

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内で1か所、県内では66か所です。

市内事業所には、「にいざ生活支援センター」があります。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

地域で生活することを希望している精神障がい者に対する支援の一つとして、制度の周知や利用に向けた支援を行うことで、利用者数の増加が見込まれます。

また、施設や病院からの移行に合わせ、必要な制度の周知を図ります。

表 精神障がい者の自立生活援助 計画値

[年間]

区分	第6期計画期間（計画値）		
	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	12	13	14

2 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業の内容】

理解促進研修・啓発事業は、地域の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるために実施する研修・啓発事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者就労支援セミナー、成年後見制度(*)の講演会、奉仕員養成研修事業を開催しているほか、出前講座を実施し、共に暮らすための新座市障がい者基本条例や障害者差別解消法の説明を行い、地域共生社会(*)の実現に向け、障がいについて正しく理解することや、差別の禁止、合理的配慮(*)の必要性の啓発に努めています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

市ホームページ等を活用し、ノーマライゼーション(*)の普及・啓発を行うとともに、共に暮らすための新座市障がい者基本条例に係る啓発用パンフレットを活用した出前講座等を実施するなど、普及・啓発に努めます。

表 理解促進研修・啓発事業 実績値と計画値

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

【事業の内容】

自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉課において、障がい者団体等が実施する事業の名義後援等で支援しています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

今後も障がい者団体等が実施する事業の名義後援等を行って支援します。

また、障がい者団体等の活動が、今後も安定して継続されるよう引き続き支援します。

表 自発的活動支援事業 実績値と計画値

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自発的活動支援事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

【事業の内容】

障がい者相談支援事業は、障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、障がい者同士によるピアカウンセリング(*)や障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月に地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センター(*)を2か所設置しました。基幹相談支援センターは、専門的職員を配置することで、地域生活支援事業に位置付けられる基幹相談支援センター等機能強化事業を満たす内容で事業を実施しています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

令和2年10月以降、障がい者福祉課で実施を継続するほか、基幹相談支援センターの事業として実施します。

現在の事業の質を維持しつつ、基幹相談支援センターの適切な運営及び設置数を検討します。

表 障がい者相談支援事業実施箇所数 実績値と計画値

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施箇所数（か所）	3	3	3	3	3	3

② 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【事業の内容】

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

現在、障がい者福祉課及び基幹相談支援センター(*)等が個々の相談に対応していますが、事業としては未実施です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

基幹相談支援センター等と内容や支援の方法等について検討します。

表 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 実績値と計画値

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
住宅入居等支援事業の実施	未実施	未実施	未実施	検討	実施	実施

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

成年後見制度利用支援事業は、障がい者の権利擁護を図るため、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度(*)を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉課と長寿はつらつ課、相談支援専門員が相談支援を行っています。

また、市長申立てによる支援を行い、成年後見の審判請求の申立ての費用、成年後見人等の報酬を助成しています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

第6期の計画値は、第5期の実績値の水準を維持するものとします。

引き続き、障がい者福祉課と長寿はつらつ課、相談支援専門員が連携を図り支援します。

(審判請求)

表 成年後見制度利用支援事業（審判請求） 実績値と計画値 [年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用件数（件）	1	3	3	3	3	3

※ 令和2年度は実績見込値です。

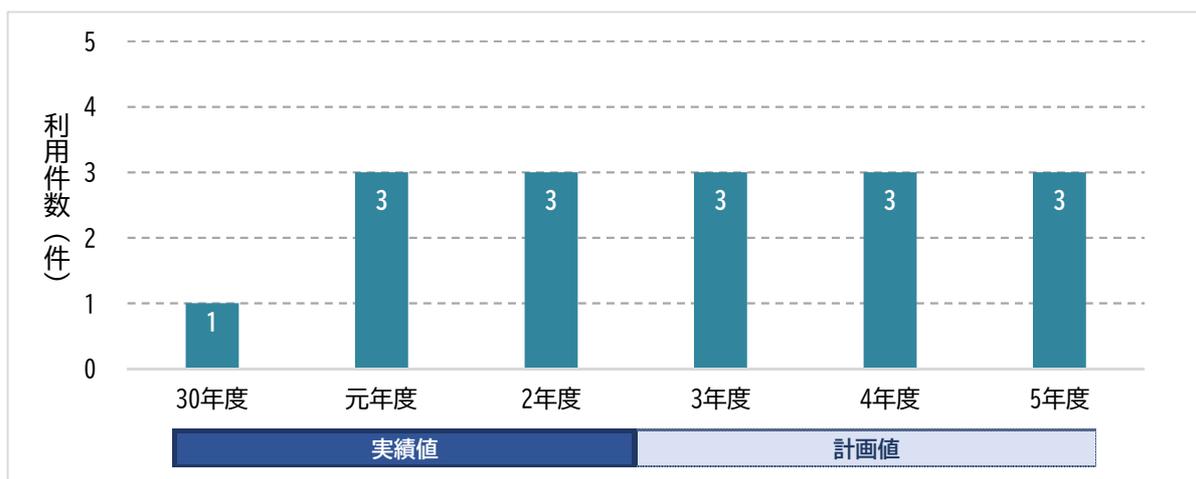


図 成年後見制度利用支援事業（審判請求） 実績値と計画値

(報酬助成)

表 成年後見制度利用支援事業（報酬助成） 実績値と計画値 [年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用件数（件）	6	12	15	18	21	24

※ 令和2年度は実績見込値です。



図 成年後見制度利用支援事業（報酬助成） 実績値と計画値

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の内容】

成年後見制度法人後見支援事業は、障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度(*)における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

現在、公益社団法人新座市シルバー人材センターが成年後見制度法人後見を実施しています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

今後、公益社団法人新座市シルバー人材センター及び関係団体との協議を行いながら、引き続き検討します。

表 成年後見制度法人後見支援事業 実績値と計画値

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度法人後見支援事業の実施	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

※ 令和2年度は実績見込値です。

(6) 意思疎通支援事業

【事業の内容】

意思疎通支援事業は、意思疎通の円滑化を図るため、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病(*)により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳、要約筆記(*)等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

手話通訳者派遣事業については、市の手話通訳者派遣センターから専任手話通訳者及び登録手話通訳者の派遣並びに埼玉聴覚障害者情報センターに派遣の委託を実施しています。

要約筆記者派遣事業については、埼玉聴覚障害者情報センター及び要約筆記奉仕員派遣事業所「あすか」等に派遣依頼をしています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

手話通訳者派遣事業利用者は、ほぼ横ばいであり、今後も市の専任手話通訳者及び登録手話通訳者を育成し、手話通訳者派遣センターの安定的な運営により、引き続きサービスを確保していきます。

また、聴覚障がい以外の障がい者等への意思疎通支援の在り方について、研究します。

表 意思疎通支援事業 実績値と計画値

[年間]

区分		第5期計画期間 (実績値)			第6期計画期間 (計画値)		
		30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
手話通訳者 派遣事業	実利用者数(人)	21	21	21	21	21	21
	延べ利用件数(件)	28	25	26	26	26	26
	延べ派遣人数(人)	30	27	28	28	28	28
要約筆記者 派遣事業	実利用者数(人)	9	11	10	10	10	10
	延べ利用件数(件)	58	87	73	73	73	73
	延べ派遣人数(人)	84	124	104	104	104	104

※ 利用件数1件に対して、2人以上を派遣することがあるため、派遣人数の数値が利用件数の数値を超えています。

※ 要約筆記者派遣事業について、今回から「あすか」を含めて算出しています。

※ 令和2年度は実績見込値です。

(7) 日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

日常生活用具給付等事業は、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又貸与をする事業です。

介護・訓練支援用具（特殊マット等）、自立生活支援用具（T字つえ等）、在宅療養等支援用具（ネブライザー（吸入器等））、情報・意思疎通支援用具（視覚障がい者用拡大読書器等）、排泄管理支援用具（ストマ装具等）、住宅改修費（居宅生活動作補助用具）等があります。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者等に対し、日常生活用具の給付及び貸与を実施しています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

排せつ管理支援用具については、今後も増加が見込まれます。その他の支援用具については、年度による増減があることから、第6期の計画値は第5期の実績値を考慮し見込んでいます。

引き続き、日常生活用具の必要性の高い障がい者等に対し、制度の周知を行い、サービス利用の促進に努めます。

表 日常生活用具給付等事業 実績値と計画値 [年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具(件)	6	11	10	10	10	10
自立生活支援用具(件)	12	15	18	18	18	18
在宅療養等支援用具(件)	20	17	16	16	16	16
情報・意思疎通支援用具(件)	72	48	60	60	60	60
排せつ管理支援用具(件)	3,157	3,284	3,378	3,472	3,566	3,660
住宅改修費(件) (居宅生活動作補助用具)	5	4	5	5	5	5

※ 令和2年度は実績見込値です。

(8) 手話奉仕員養成事業

【事業の内容】

手話奉仕員養成事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

手話奉仕員養成研修として、入門講座及び基礎講座を福祉の里で実施しています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

今後も手話奉仕員養成講座について、開催の周知を更に図るとともに、受講者の増加に努めます。

表 手話奉仕員養成事業 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入門講座修了者数（人）	10	14	10	15	15	15
基礎講座修了者数（人）			14	15	15	15

※ 令和2年度は実績見込値です。

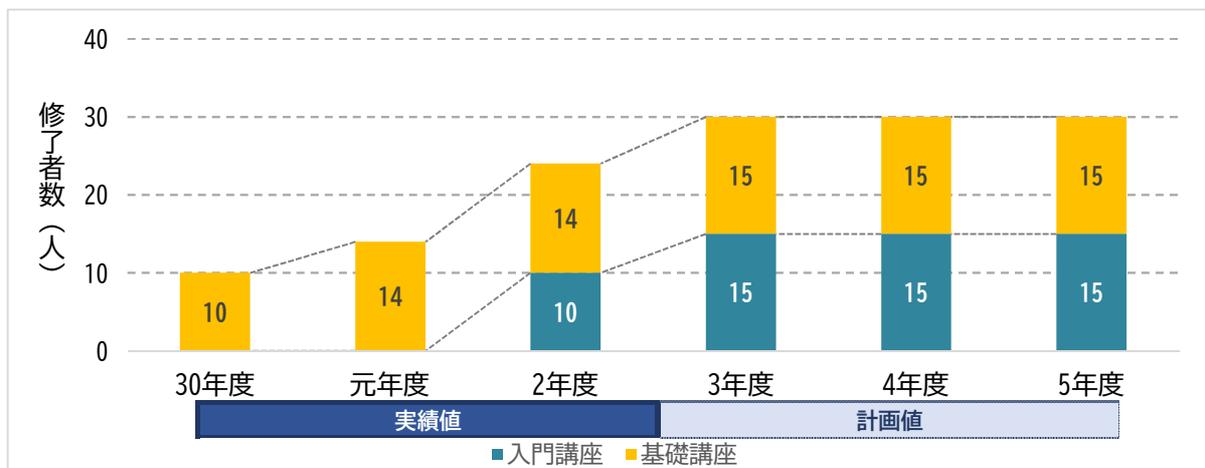


図 手話奉仕員養成事業 実績値と計画値

【参考】

手話奉仕員養成講座の修了者で、手話通訳者を目指す希望者を対象に、福祉の里で「中級講座」、市の手話通訳者派遣センターで「手話通訳者養成講座」を実施しています。

表 中級講座及び手話通訳者養成講座の修了者数 実績値と計画値 [年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中級講座修了人数（人）	12	9	12	15	15	15
手話通訳者養成講座修了人数（人）	3	3	1	5	5	5

※ 令和2年度は実績見込値です。

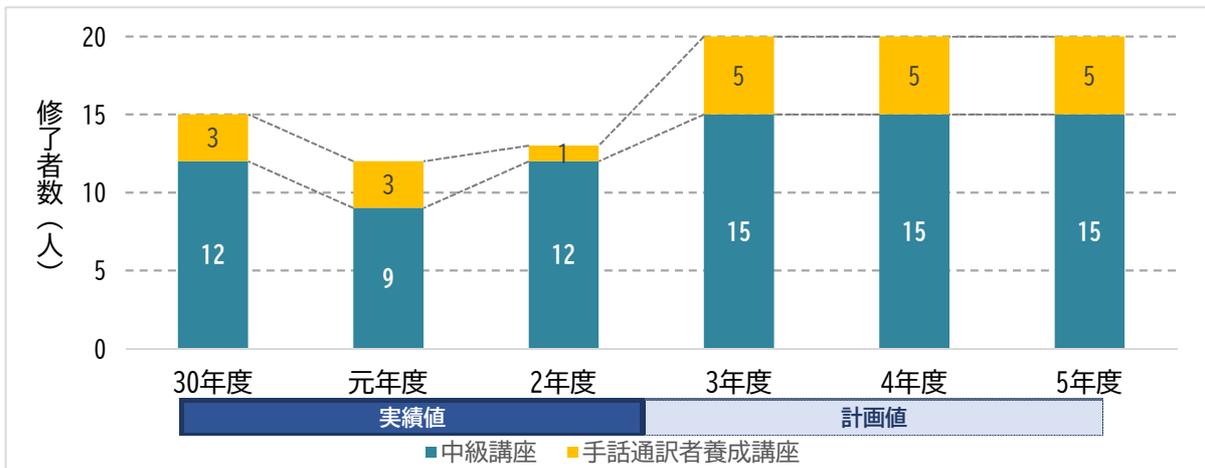


図 中級講座及び手話通訳者養成講座の修了者数 実績値と計画値

(9) 移動支援事業

【事業の内容】

移動支援事業は、地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内に14か所あり、市外では73か所あります。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

利用者は増加する傾向が見られることから、引き続きサービス提供基盤の整備促進に努めます。

表 移動支援事業 実績値と計画値

[月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	111	114	117	120	123	127
利用時間（時間）	1,331	1,448	1,565	1,682	1,799	1,916

※ 令和2年度は実績見込値です。



図 移動支援事業 実績値と計画値

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

【事業の内容】

地域活動支援センター機能強化事業は、障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センター※を充実強化する事業です。

※ 地域活動支援センターとは、地域の実情に応じ、障がい者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進し、便宜を供与したりする事業です。事業には、この基礎的事業と地域活動支援センターの機能を充実強化する機能強化事業があります。

機能強化事業には、Ⅰ型、Ⅱ型及びⅢ型の類型が設けられています。

区分	内容	利用者数
Ⅰ型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業	1日当たりの実利用人員がおおむね20人以上
Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業	1日当たりの実利用人員がおおむね15人以上
Ⅲ型	地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業	1日当たりの実利用人員がおおむね10人以上

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、市内で事業を実施しているのは、市の「新座市障がい者地域活動支援センター（Ⅱ型）」（福祉の里）、「にいざ生活支援センター（Ⅰ型）」、「福祉工房楓（Ⅲ型）」、「障害者地域活動センターふらっと（Ⅱ型）」の4か所です。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

引き続き4か所での事業を継続するとともに、事業の周知を図ります。

表 地域活動支援センター機能強化事業 実績値と計画値 [月間]

区分		第5期計画期間 (実績値)			第6期計画期間 (計画値)		
		30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
Ⅰ型	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	45	45	45	45	45	45
Ⅱ型	実施箇所数(か所)	2	2	2	2	2	2
	実利用者数(人)	44	42	40	40	40	40
Ⅲ型	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人)	14	15	16	15	15	15
計	実施箇所数(か所)	4	4	4	4	4	4
	実利用者数(人)	103	102	101	100	100	100

※ 令和2年度は実績見込値です。

(11) その他の事業

① 日中一時支援事業

【事業の内容】

日中一時支援事業は、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を提供し、見守り、日常的な訓練その他の支援を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、サービスを提供している事業所は、市内には「あいうえお」、「児童デイサービスまはろ新座市役所前」の2か所あり、市外では朝霞地区4市で運営する「すわ緑風園」を含む10か所あります。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

今まで、利用できる事業所が遠方に多く、利用の際には家族の送迎が必要となる状況がありましたが、市内に2か所の事業所を指定したため、利用がしやすい環境になりました。

市内事業所は児童を主な対象者としているため、大人が利用できる事業所の確保に努めます。

表 日中一時支援事業 実績値と計画値 [年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数（人）	4	7	9	12	15	18
延べ利用日数（日）	75	103	137	168	199	230

※ 令和2年度は実績見込値です。



図 日中一時支援事業 実績値と計画値

② 社会参加支援事業

【事業の内容】

社会参加支援事業は、芸術・文化講座、スポーツ・レクリエーション教室、奉仕員（点訳・朗読）養成研修事業等の開催を通じ、障がい者の社会参加を促進するとともに、障がいや障がい者への理解を促進する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者福祉センター(*)事業として、実施しています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により参加人数の減少や廃止になった事業の影響があり、第6期の計画値は第5期の実績値と同等の数値を見込んでいます。

参加者のニーズに対応した講座等の実施と講座開設の周知に努めるとともに、市内で活動する団体等の協力も得ながら推進します。

表 社会参加支援事業 実績値と計画値

[年間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
芸術文化活動振興(人)	48	45	45	45	45	45
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(人)	52	52	52	52	52	52

※ 令和2年度は実績見込値です。

※ 数値の(人)は実利用者数です。

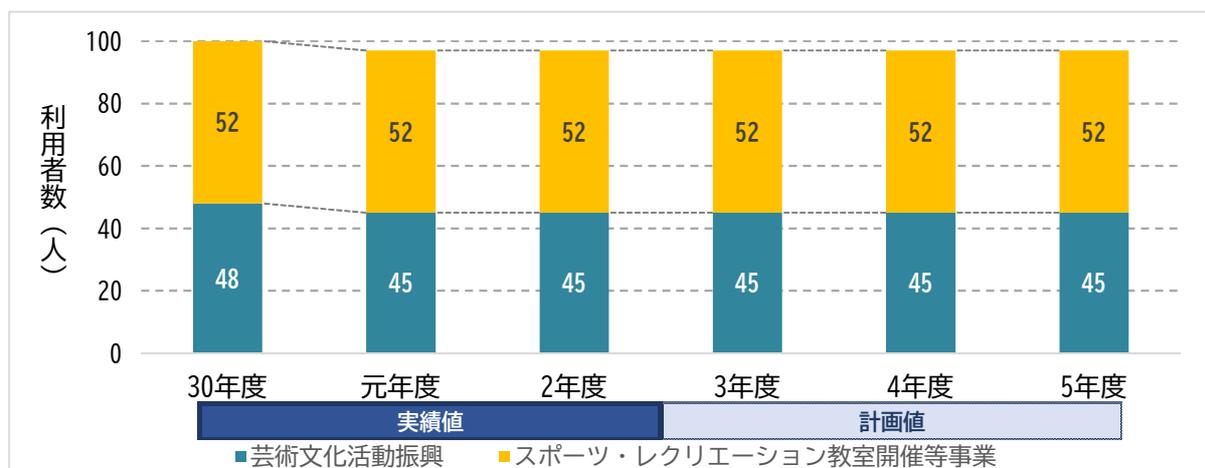


図 社会参加支援事業 実績値と計画値

③ 訪問入浴サービス事業

【事業の内容】

訪問入浴サービス事業は、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う事業です。

【サービス提供基盤の状況】

令和2年10月1日現在、市内で1か所、市外で1か所の事業所に委託して実施しています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

過去の利用実績から、月間7人の利用を見込んでいます。

利用者が限定的（身体障がい者手帳(*)1級又は2級の重度障がい者であり、他の入浴援助を受けていない人）であるため、利用者の大幅な増減は見込んでいません。利用者像に該当する当事者が漏れなく利用できるよう、制度の周知を図ります。

表 訪問入浴サービス事業 実績値と計画値 [月間]

区分	第5期計画期間（実績値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
延べ利用者数（人）	6	7	7	7	7	7
延べ利用件数（件）	21	23	23	23	23	23

※ 令和2年度は実績見込値です。

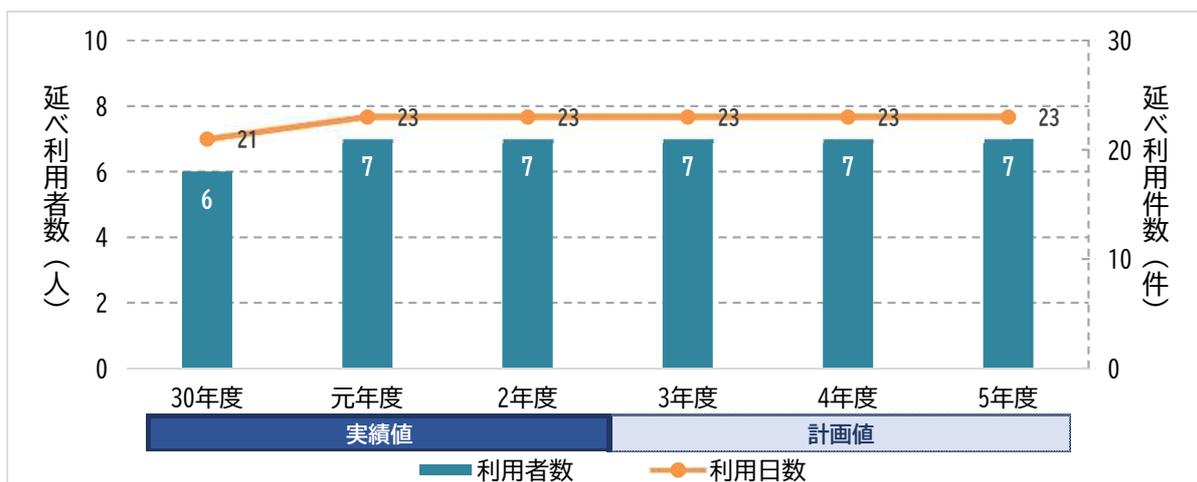


図 訪問入浴サービス事業 実績値と計画値

④ 更生訓練費給付事業

【事業の内容】

更生訓練費給付事業は、就労移行支援又は自立訓練を利用している障がい者に対し、訓練を効果的に受けるために必要な経費等を支給する事業です。

【サービス提供基盤の状況】

障がい者に対し、就労移行支援又は自立訓練を利用した場合に更生訓練費を支給しています。

【第6期計画の見込量と確保の方策】

引き続き受給対象者に対しての周知を行うとともに、事業所に対する制度の周知に努めます。

表 更生訓練費給付事業 実績値と計画値 [年間]

区分	第5期計画期間（実施値）			第6期計画期間（計画値）		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数（人）	93	87	90	90	90	90

※ 令和2年度は実績見込値です。



図 更生訓練費給付事業 実績値と計画値

資料編

資料1 障がい者数の推移

(1) 総人口及び障がい者数の推移

表 障がい者数の推移（各年4月1日時点）

単位：人（％）※1

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総人口	164,386 (100%)	165,081 (100%)	165,552 (100%)	165,372 (100%)	165,987 (100%)
身体障がい者手帳	4,169 (2.54%)	4,079 (2.47%)	4,171 (2.52%)	4,277 (2.59%)	4,284 (2.58%)
療育手帳	852 (0.52%)	902 (0.55%)	935 (0.56%)	999 (0.60%)	1,026 (0.62%)
精神障がい者保健福祉手帳	1,263 (0.77%)	1,380 (0.84%)	1,364 (0.82%)	1,604 (0.97%)	1,767 (1.06%)
難病患者※2	1,005 (0.61%)	1,077 (0.65%)	1,016 (0.61%)	1,074 (0.65%)	1,118 (0.67%)
計	7,289 (4.43%)	7,438 (4.51%)	7,486 (4.52%)	7,954 (4.81%)	8,195 (4.94%)

※1 表の割合（％）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。

※2 難病患者のみ、保健所年報（埼玉県朝霞保健所発行）から各年3月31日時点の数値を引用しています。

(2) 手帳の等級別人数

① 身体障がい者手帳取得者の等級別人数

表 手帳等級別の取得者数（各年4月1日時点）

単位：人（％）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
重度	1級	1,364 (32.72%)	1,127 (27.63%)	1,132 (27.14%)	1,188 (27.78%)	1,437 (33.54%)
	2級	622 (14.92%)	683 (16.74%)	676 (16.21%)	691 (16.16%)	615 (14.36%)
中度	3級	762 (18.28%)	863 (21.16%)	870 (20.86%)	863 (20.18%)	722 (16.85%)
	4級	983 (23.58%)	982 (24.07%)	1,031 (24.72%)	1,072 (25.06%)	1,035 (24.16%)
軽度	5級	224 (5.37%)	215 (5.27%)	221 (5.30%)	231 (5.40%)	230 (5.37%)
	6級	214 (5.13%)	209 (5.12%)	241 (5.78%)	232 (5.42%)	245 (5.72%)
計	4,169 (100%)	4,079 (100%)	4,171 (100%)	4,277 (100%)	4,284 (100%)	

※ 表の割合（％）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。

② 療育手帳取得者の等級別人数

表 手帳等級別の取得者数（各年4月1日時点）

単位：人（％）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
㊤	144 (16.90%)	148 (16.41%)	155 (16.58%)	157 (15.72%)	165 (16.08%)
A	213 (25.00%)	226 (25.06%)	232 (24.81%)	249 (24.92%)	247 (24.07%)
B	251 (29.46%)	258 (28.60%)	263 (28.13%)	276 (27.63%)	285 (27.78%)
C	244 (28.64%)	270 (29.93%)	285 (30.48%)	317 (31.73%)	329 (32.07%)
計	852 (100%)	902 (100%)	935 (100%)	999 (100%)	1,026 (100%)

※ 表の割合（％）は、小数点第3位を四捨五入した数値です。

③ 精神障がい者保健福祉手帳取得者の等級別人数

表 手帳等級別の取得者数（各年4月1日時点）

単位：人（％）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	131 (10.37%)	129 (9.35%)	140 (10.26%)	167 (10.41%)	153 (8.66%)
2級	810 (64.13%)	894 (64.78%)	860 (63.05%)	985 (61.41%)	1,100 (62.25%)
3級	322 (25.49%)	357 (25.87%)	364 (26.69%)	452 (28.18%)	514 (29.09%)
計	1,263 (100%)	1,380 (100%)	1,364 (100%)	1,604 (100%)	1,767 (100%)

資料2 障がい者の生活や意識に関する調査の概要

この計画を策定するに当たり、「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」を実施しました。その概要は次のとおりです。調査結果の詳細については、「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査 結果報告書」（令和2年3月）をご覧ください。

(1) 調査の目的

この調査は、障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、「第6期新座市障がい福祉計画」及び「第2期新座市障がい児福祉計画」策定のための基礎資料を収集することを目的として実施しました。

(2) 調査の対象者

本市に住所を有する方で令和元年8月1日現在、18歳以上の障がい者、難病患者及び18歳未満の障がい児を、下記の区分で対象者を抽出しました。

調査区分	対 象	対象者数（人）
① 身体障がい者	身体障がい者手帳を所持する方	3,983
② 知的障がい者	療育手帳を所持する方	610
③ 精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳を所持する方	1,550
④ 難病患者	平成30年度に新座市難病患者見舞金を受給された方	501
⑤ 障がい児	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する方、平成30年度に新座市難病患者見舞金を受給された方又は障がい福祉サービスを利用されている方*	558

※ 今回から対象に含めています。

(3) 調査の方法、調査期間及び回収率

調査方法：郵送配付・郵送回収 調査期間：令和元年9月、10月

区 分	対象者数（人）	有効回収数（人）	有効回収率（％）
① 身体障がい者調査	3,983	2,193	55.1
② 知的障がい者調査	610	254	41.6
③ 精神障がい者調査	1,550	617	39.8
④ 難病患者調査	501	270	53.9
⑤ 障がい児調査	558	211	37.8
合 計	7,202	3,545	49.2

資料3 策定体制

新座市障がい者施策委員会委員名簿

(任期 平成31年4月1日から令和3年3月31日まで)

令和3年3月1日時点 敬称略

選出区分	氏名	所属
障がい者及びその家族	山口 博司	—
障がい者福祉関係団体の代表者	新井 啓司	社会福祉法人にいざ
	○石井 英子	社会福祉法人新座市障害者を守る会
	石井 勝美	新座市視覚障がい者友の会
	荻原 伊佐夫	特定非営利活動法人にんじん畑
	井ノ山 正文	特定非営利活動法人ふくしネットにいざ
	並木 則康	社会福祉法人埼玉福祉会
	吉田 浩	新座市聴覚障害者協会
	細川 雅文	新座市身体障害者福祉会
障がい者の福祉に携わる事業に従事する者	石野 幸利	社会福祉法人新座市社会福祉協議会
	長谷川 昭代	堀ノ内病院
	高橋 盛也	埼玉県立和光特別支援学校
関係機関の代表者	荒井 マサ子	新座市社会福祉協議会ボランティア団体協議会
	田野 信哉	新座市小学校長会
	山田 なぎさ	新座市民生委員・児童委員協議会
	早坂 寿々江	新座市商工会
	金森 晶	埼玉県朝霞保健所
	庵奥 健志	朝霞公共職業安定所
学識経験者	細谷 忠司	十文字学園女子大学
	◎平野 方紹	立教大学
市民	中島 智子	—
	甲田 由夏	—

◎は委員長、○は副委員長

新座市地域自立支援協議会委員名簿

(任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで)

令和3年3月1日時点 敬称略

選出区分	氏名	所属
障がい者等及びその家族	奥山 ひとみ	—
障がい者等の相談支援事業に従事する者	岡田 博美	特定非営利活動法人暮らしネット・えん
	高野 通尚	社会福祉法人にいざ
障がい福祉サービス事業に従事する者	相川 祐輔	社会福祉法人ヤマト自立センター
	石川 達也	社会福祉法人新座市障害者を守る会
	大野 聡	障害者地域活動センターふらっと
	○川俣 真吾	社会福祉法人埼玉福祉会
	斎藤 はつえ	特定非営利活動法人にんじん畑
	佐藤 早登美	特定非営利活動法人太陽
	佐野 雅之	特定非営利活動法人すまいる
	比良 亜希子	特定非営利活動法人ウェルハーモニー
障がい者等の福祉、保健、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者	櫻井 まや	医療法人社団 青葉会 新座病院
	仲山 梨奈	医療法人社団ユーアイエメリー会 新座すずのきクリニック
障がい者等の福祉、保健、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者・市職員	島田 明希	新座市いきいき健康部保健センター
	本田 真智子	新座市学校教育部教育相談センター
障がい者団体の関係者	一之瀬 昌明	新座市精神障害者家族会やすらぎの会
障がい者の権利擁護の関係者	安里 由香利	社会福祉法人新座市社会福祉協議会
	榎本 信廣	新座市民生委員・児童委員協議会
障がい者の権利擁護の関係者・市職員	滝田 ユミ	新座市こども未来部こども支援課 家庭児童相談室
学識経験者	◎坂本 佳代子	坂本福祉相談事務所 (元 聖学院大学 特任講師)

◎は会長、○は副会長

資料4 策定経過

開催年月日	議題及び配布資料
令和2年 7月22日	第1回新座市地域自立支援協議会（書面会議） <ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱及び新委員について 2 会長及び副会長の互選について 3 新座市障がい者基本計画、新座市障がい福祉計画及び新座市障がい児福祉計画について 4 諮問について 5 口座振込依頼書及び個人番号届出書の提出について
	〔配布資料〕 <ol style="list-style-type: none"> (1) 留意事項 (2) 委嘱状 (3) 令和2年度新座市地域自立支援協議会委員名簿 (4) 令和2年度第6期新座市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画スケジュール (5) 新座市地域自立支援協議会条例 (6) 令和2年度第1回新座市地域自立支援協議会意見シート (7) 口座振込依頼書 (8) 個人番号届出書
令和2年 10月14日	第2回新座市地域自立支援協議会（書面会議） <ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援部会からの報告 2 子ども部会からの報告 3 地域移行・定着支援部会からの報告 4 基幹相談支援センターの設置について
	〔配布資料〕 <ol style="list-style-type: none"> (1) 説明資料 (2) 相談支援部会報告及び今後の予定（資料1） (3) 令和2年度相談支援部会予定表（資料2） (4) 相談支援における緊急対応のアンケート結果（資料3） (5) 子ども部会報告及び今後の予定（資料4） (6) 令和2年度子ども部会年間予定表（資料5） (7) 2020年広報にいざ10月号（資料6） (8) 令和2年度第2回新座市地域自立支援協議会意見シート
令和2年 11月12日	第1回新座市障がい者施策委員会（書面会議） 第3回新座市地域自立支援協議会（書面会議） <ol style="list-style-type: none"> 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について 2 意見シートを記入する上での留意点 3 意見シートの提出期限について
	〔配布資料〕 <ol style="list-style-type: none"> (1) 説明資料 (2) 【資料1】第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画 進捗状況と課題 (3) 【資料2】第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画（素案） (4) 令和2年度第3回新座市地域自立支援協議会意見シート

令和2年 12月25日 ～ 令和3年 1月25日	第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画（素案）について、新座市パブリック・コメント手続条例に準じた意見募集
令和3年 2月24日	第4回新座市地域自立支援協議会（書面会議） 〔配布資料〕 (1) 説明資料 (2) 【資料1】第6期新座市障がい福祉計画・第2期新座市障がい児福祉計画（答申案） (3) 【資料2】第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画に対する意見 (4) 【資料3】令和2年度第4回新座市地域自立支援協議会意見シート
令和3年 3月11日	第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画の答申

資料5 諮問書

新障福発第2255号
令和2年9月1日

新座市地域自立支援協議会
会長 坂本 佳代子 様

新座市長 並 木 傑

第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画について（諮問）

本市では、第5次新座市障がい者基本計画（平成29年度策定）、第5期新座市障がい福祉計画（平成29年度策定）及び第1期新座市障がい児福祉計画（平成29年度策定）に基づき、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らし、共に創る地域社会の実現」に向けて障がい者施策の推進に努めてまいりましたが、第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画が令和2年度で目標年次を迎えます。

このため、新座市地域自立支援協議会条例第2条第2号の規定に基づき、障がい者に対する支援を効果的に実現するため、新たに令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画を策定するに当たり、貴協議会の意見を求めます。

資料6 答申書

平成30年3月5日

新座市長 並 木 傑 様

新座市地域自立支援協議会
会長 坂本 佳代子

第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画について（答申）

平成29年5月22日付け新障福発第542号で諮問のありました「第5期新座市障がい福祉計画」について、当協議会は、新座市障がい者施策委員会と共に慎重に審議を重ねた結果、「第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画」として別冊の計画案をもって、答申します。

資料7 障がい者施策の主な歩み

	新 座 市	国
平成18年	3月 「第3次新座市障がい者基本計画」 （平成18年度～平成22年度、後に平成 23年度まで延長）策定 5月 新座市障がい者自立支援審査会設置 10月 「障害者自立支援法」の全面施行に伴 う地域生活支援事業の開始	4月 「障害者の雇用の促進に関する法律 の一部を改正する法律」全面施行 4月 「障害者自立支援法」一部施行 10月 「障害者自立支援法」全面施行 10月 「精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律」施行 12月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律」施行
平成19年	3月 「第1期新座市障がい福祉計画」 （平成18年度～平成20年度）策定	9月 「障害者権利条約」署名 12月 障害者施策推進本部が「重点施策実 施5か年計画」を決定
平成20年		5月 「障害者権利条約」発効
平成21年	2月 新座市地域自立支援協議会設置 3月 「第2期新座市障がい福祉計画」 （平成21年度～平成23年度）策定	12月 障がい者制度改革推進本部設置
平成22年	3月 生活介護事業所「けやきの家」開所	6月 「障害者制度改革の推進のための基 本的な方向について」閣議決定
平成23年	4月 就労移行支援事業所・就労継続支援 B型事業所「福祉工房さわらび」開所 4月 就労継続支援B型事業所「アイズ」開 所 4月 就労継続支援B型事業所「くるみの 木」開所 10月 新座市手話通訳者派遣センター開所	3月 障がい者制度改革推進本部が障害者 基本法改正案を決定 3月 「障害者制度改革の推進のための基 本的な方向について（第二次）」閣議決 定 8月 「障害者基本法の一部を改正する法 律」一部施行 10月 「障がい者制度改革推進本部等にお ける検討を踏まえて障害保健福祉施策 を見直すまでの間において障害者等の 地域生活を支援するための関係法律の 整備に関する法律」一部施行
平成24年	2月 「第4次新座市障がい者基本計画（平 成24年度～平成28年度、後に平成29年 度まで延長）及び第3期新座市障がい 福祉計画（平成24年度～平成26年度）」 策定 4月 こぶしの森（新座市障がい者支援施 設）民営化、多機能型施設（生活介護及 び就労継続支援B型）に移行 4月 地域活動支援センター事業開始	10月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者 に対する支援等に関する法律」施行

	新 座 市	国
平成25年	4月 みどり学園、わかば学園を児童発達支援施設に移行 4月 障がい者相談支援事業業務委託を開始	4月 障害者の法定雇用率が引上げになる。 4月 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」一部施行 4月 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行 9月 「障害者基本計画（第3次）」閣議決定
平成26年	1月 地域活動支援センター「福祉工房楓」移転 4月 「共に暮らすための新座市障がい者基本条例の一部を改正する条例」施行（基本理念等に係る改正）	1月 「障害者権利条約」批准 4月 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」全面施行 4月 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」一部施行
平成27年	3月 「第4期新座市障がい福祉計画」（平成27年度～平成29年度）策定	1月 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 2月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
平成28年	4月 「共に暮らすための新座市障がい者基本条例の一部を改正する条例」施行（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行に係る改正）	4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」一部施行 5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 8月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」施行
平成29年	10月 地域活動支援センター「にいざ生活支援センター」移転 10月 就労継続支援B型事業所「くるみの木」移転	3月 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
平成30年	3月 「第5次新座市障がい者基本期計画（平成30年度～平成35年度）並びに第5期新座市障がい福祉計画及び第1期新座市障がい児福祉計画（平成30年度～平成32年度）」策定 8月 地域活動支援センター「障害者地域活動センターふらっと」移転	3月 「障害者基本計画（第4次）」閣議決定 4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 5月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立 6月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 12月 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の施行

令和元年	<p>10月 新座市児童発達支援センター「アシタエール」条例施行</p> <p>10月 新座市児童発達支援センター「アシタエール」開所</p>	<p>6月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立</p> <p>6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立</p> <p>6月 「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立</p>
令和2年	<p>10月 「新座市基幹相談支援センターえん」開所</p> <p>10月 「新座市基幹相談支援センターにいが生活支援センター」開所</p>	<p>4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行</p> <p>5月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立</p> <p>6月 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立</p>
令和3年	<p>3月 「第6期新座市障がい福祉計画及び第2期新座市障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」策定</p>	

資料8 用語解説

ア行

NPO

Non Profit Organizationの略で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。平成10年にこれに法人格を与え活動を促進するための特定非営利活動促進法が成立した。

カ行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種ニーズに対応する専門的知識を有する職員を設置し、障がいのある人や関係機関からの相談に対応することを目的とした施設である。

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができることされており、「市町村」や「市町村から委託を受けた事業所」が設置主体となる。

基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図るのが基幹相談支援センター等強化事業である。

グループホーム（共同生活援助）

地域において自立した日常生活を営む上で日常生活の援助が必要な障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う事業又は施設のこと、障害者総合支援法における「共同生活援助」のことをいう。

ケアマネジメント

援助を必要としている人と地域のさまざまな社会資源の間に立って、サービス等の提供を調整し、総合的かつ継続的に援助を行い、ニーズを満たすようにする方法のことをいう。

高次脳機能障がい

事故や疾病を原因とする脳の器質的病変により、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の症状があり、日常生活や社会生活に制約がある状態。症状によって精神障がい者保健福祉手帳等の対象となる。

合理的配慮

障がい者から、社会的障壁（障がい者が利用しにくい施設や制度、障がい者を意識していない慣習や文化等）に係る改善要望があったときに、過度な負担とならない範囲で対応すること。例として、講演会等における手話の見えやすい座席の確保や段差を解消するためのスロープの設置等が挙げられる。平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、合理的配慮が地方自治体に義務付けられ、事業者等には努力義務として規定された。

サ行

作業療法

身体、精神、発達、高齢期の障がいや、環境への不適応により、日々の作業に困難が生じている、またはそれが予測される人や集団に対し、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。

児童発達支援センター

児童福祉法で児童福祉施設に定義され、地域における児童発達支援の中核的な役割を担う機関をいう。施設に通う子どもの通所支援の他、地域で暮らす障がいのある子どもや家族への支援、障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援も行う。

障がい者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びこれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う施設のことをいう。

障がい者就労支援センター

障がい者の就労機会の拡大を図るため、市が設置している組織で、障がい者やその家族の求めに応じて職業に係る相談、就職準備の支援、職場実習の支援、職場への定着、職場の開拓に係る支援等を行う。

障がい者福祉センター

障がい者福祉の増進を図るため、市が設置している組織で、障がい者等に対し、各種相談、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーション等のための便宜を総合的に提供している。

身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に掲げる身体の障がいがある人を対象として都道府県知事等が交付するもの。各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として都道府県知事等が交付するもの。各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

平成7年7月の精神保健福祉法の改正により創設された制度で、平成7年10月から実施された。

成年後見制度

知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度である。

夕行

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支えて」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、2020年代初頭の全面展開を目指し、制度の見直し等、改革を進めていくものとされている。

地域自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う会議体のことをいう。

なお、令和2年10月1日現在、新座市地域自立支援協議会において、3つの専門部会（相談支援部会、子ども部会及び地域移行・定着部会）を設置しています。

ナ行**難病**

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。

難病医療費助成制度の対象疾病は、令和元年7月から333疾病（小児慢性特定疾病医療費助成制度は762疾病）とされているが、障害者総合支援法の対象となる疾病は361疾病である。

ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方をいう。

ハ行**発達障がい**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。

ピアカウンセリング

同じ体験をした仲間が、同じ体験をしている仲間の相談に乗ったり、生活を助けたりすることで困難を乗り越える支援のことをいう。

ヤ行

要約筆記

聴覚障がい者等のためのコミュニケーション手段の一つであって、話の内容を要約し、それを筆記して聴覚障がい者等に伝達するもの。OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話の内容を書きスクリーンに投影する方法、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法、対象者が少ない場合は、隣で紙に書いていく方法等がある。

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、要約筆記者を都道府県等が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者、要約筆記奉仕員を要約筆記者と同等と認められる人（市町村等で実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された人）をいう。

ラ行

理学療法

身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

リハビリテーション

運動障がいの機能回復訓練といった意味で用いられることもあるが、障がい者等の身体的、精神的な適応能力回復のための技術的訓練、障がいにかかわらず人間らしく生きることができるようにするための技術及び社会的、政策的対応の総合的体系といった意味でも用いられる。

療育手帳

知的障がい者等への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの人に対して各種の援助措置を受けやすくするため、知的障がいと判定された人に対して、都道府県知事等が交付するもの。各支援施策の基本となるとともに、税の控除・減免や公共交通機関の割引等についても、手帳の交付やその等級が対象の要件となっている場合がある。

障がいのある人もない人も共に暮らすまち・にいざ
第6期新座市障がい福祉計画
第2期新座市障がい児福祉計画

令和3年3月策定

発行 新座市
編集 新座市総合福祉部障がい者福祉課
〒352-8623
埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
TEL 048-424-2730
FAX 048-482-7725

